

令和元年第4回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和元年9月12日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	9月12日午前9時0分宣告（第2日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>東 川 雅 俊</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>乾 宏 美</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志	総 務 防 災 課 主 幹	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 主 幹	岡 田 康 裕	総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊	住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 主 幹	乾 充 喜	福 祉 課 主 幹	乾 宏 美	福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘
町 長	西 脇 洋 貴																																														
副 町 長	植 田 充 彦																																														
教 育 長	岡 弘 明																																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																																														
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																														
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																														
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																																														
政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志																																														
総 務 防 災 課 主 幹	山 崎 孔 史																																														
総 務 防 災 課 主 幹	岡 田 康 裕																																														
総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊																																														
住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育																																														
健 康 保 険 課 主 幹	乾 充 喜																																														
福 祉 課 主 幹	乾 宏 美																																														
福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘																																														

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>観光産業課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹 観光文化交流館長 上下水道課主幹</p>	<p>井 上 嘉 久 竹 吉 一 人 西 岡 亨 北 川 貴 史 末 永 潤 子 林 勝 之 川 口 博 司</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記</p>	<p>西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 和 田 里 絵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	4 番	井戸 太郎	1 協会けんぽ、国民健康保険制度の欠陥について 2 移動困難者はどうすれば・・・町の方針は。
2	8 番	森田 勝	1 (仮称)文化センター・図書館の運営は 2 スマホを町政に活用を 3 土砂災害危険区域内での被害は 4 都市公園(中央・北)の利用促進を
3	5 番	稲月 敏子	1 視力障害者の参政権を損なわないために 2 山間部のメガソーラー開発について 3 平和啓発事業について
4	1 番	岩崎 真滋	1 成年後見制度に関する取り組みについて 2 安心して暮らせる「まちづくり」について 3 町全域道路補修工事について 4 町下水道工事について
5	7 番	山口 昌亮	1 椿井へのホームセンター出店計画について 2 高齢ドライバーの交通事故防止対策を 3 会計年度任用職員制度について

令和元年第4回（9月）  
平群町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月12日（木）  
午前9時開議

日程第1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

町長より、会議規則第20条の規定により、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について訂正の申し入れがありましたので、この取り扱いについて議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時00分)

再 開 (午前 9時06分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

町長より、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の申し入れが提出され、その取り扱いについて先ほど協議いたしました。その結果、訂正の件につきましては、本会議の最終日に上程することに決定しました。

以上です。

○議 長

お諮りします。

町長より申し入れがありました議案第43号訂正の件については、本会議の最終日に上程することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号の訂正の件は本会議の最終日に上程することに決定いたしました。

続きまして、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず発言番号1番、議席番号4番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○4番

おはようございます。千葉県では大変なことが起こっております。本当に悲しいの一言でございます。私も頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、大きく2点について一般質問させていただきます。真摯な答弁をよろしく願いいたします。

大きな一つ目、協会けんぽ、国民健康保険制度の欠陥について。

時代が変わり、働き方、雇用形態など、さまざまな形が存在するようになりました。昭和までは男性が一つの会社に勤め、女性は専業主婦で子育てに集中するというモデルケースが多い状況でした。しかし、平成で大きく変化し、男性女性問わず転職がふえ、非正規雇用という形がふえました。派遣業もふえ、大手と言われる東京証券取引所一部上場企業においても、正規職員の割合は3割程度となっている企業も少なくありません。

ことしの7月に厚生労働省が発表した国民生活基礎調査の概況によりますと、2018年の女性の非正規雇用の率は高く、55.3%と半分を超えています。政府の方針としても、働き手不足の問題から「専業主婦をなくし全員で働こう」「定年後も働こう」という方針で、女性や高齢者も働く方向に向かっています。これらの状況が合わさり、待遇格差による不満からの転職、女性の結婚、妊娠、出産、子育てによる退職、また一段落ついでにの再就職、病気または家族の介護による退職などがふえています。非正規職員は休職制度が整っていないことが多く、その場合、退職になります。ちなみに、平群町においても臨時職員に育休制度はありません。結果、退職、そして再就職を繰り返す状況が日本全体で大幅にふえています。昨年の厚生労働省が出しました雇用動向調査

結果の概況によりますと、正規と非正規を足して1年間で15%が離職し、また再就職しています。

そこで、問題として提起したいのは、協会けんぽ及び国民健康保険税の課税算定をする時期による矛盾についてです。所得税や法人税などは、一律前年の所得に応じて課税されています。しかしながら、協会けんぽ、国民健康保険税については、同じ健康保険制度でありながら、そのとおりではありません。協会けんぽは当年、現年の収入に応じて保険料が計算され、国民健康保険税は前年の収入に応じて計算されます。これが大きな問題になります。就職中の協会けんぽ、退職後の国保加入、そして再就職が繰り返されると制度の矛盾から常識を超えた負担を強いられることになります。所得の2倍分を基準に課税されているケースもあります。

例えば、とある家庭の6年間スパンでの課税について計算してみようと思います。令和元年に就職したとします。仮に1年目、年収300万円とすると、協会けんぽでは現年で計算するので300万円をもとに算出されます。そこで、次の年、令和2年に何らかの理由で退職すると国保に切りかわります。年収ゼロ円であっても、今度は前年の収入を基準に算定されるため、300万円の収入で保険税が決まります。また、その次の年に再就職すると、令和3年、前年の収入がゼロにもかかわらず現年に戻るため、また300万円を基準に算定されます。しかし、1年で退職すると令和4年には同じく国保になり、収入がゼロでも前年の収入をもとに算定され、300万円が基準に課税されます。仮にこれが6年間、3年間繰り返すと、900万円の収入しかないのでにもかかわらず、2倍の1,800万円の収入があったとして保険料、保険税を支払うこととなります。

そこでお聞きしたいと思います。

小さく1番目、協会けんぽ、国民健康保険への渡りによる加入などで、加入の時期による課税基準の矛盾、欠陥についてそのとおりか、町の考え、認識はいかがでしょうか。

②このパターンに陥ってしまっている方々へ、国民健康保険税への減免等、救済措置の必要性について町の考えはいかがでしょうか。

大きく二つ目でございます。移動困難者はどうすれば……。町の方針は。

現在の民間の公共交通を維持しながら、いい方法を考えるのが望ましいと直近の地域公共交通会議で県の職員が意見されていました。もちろんその言葉は理にかなっており、現実的な答えではあります。しかし、一方で私からすれば無責任とも言えます。今まさに移動が困難な方々が困っているということを全く考えていない発言だからです。過去の議会でも何度も私が取り上げていると

おり、今のままでは買い物、病院、選挙に行けない方々が多くおられます。

さきの参院議員選挙の投票所別の投票率を調査したところ、私の予想どおり、投票所までの距離が遠いほど、坂が多いほど投票率が低いという傾向が出ております。また、その後の聞き取り調査でも、投票所まで遠いため、バス停まで遠いため、投票を諦めた方がかなりおられました。また、今回投票された方でも、次の選挙はもう行けないとおっしゃられました。そして、高齢化により、日々移動が困難になっている方がふえ続けております。現在、平群町でも60歳以上は7,000人おられるのです。それにもかかわらず10年以上改善がない地域が多いです。

そこでお聞きしたいと思います。

小さい1、県の職員の発言や考えはそのとおりでしょうか。まずは確認でございます。

小さく2番目、町長の考えも大筋そのとおりでしょうか。

小さく3番目、地域公共交通会議において、私が過去の議会において提案しているプロ・専門家の方々の意見、アイデアは聞いたのでしょうか。また、その答えはどのようなものだったのでしょうか。

小さな四つ目、現在の公共交通で移動できない方々への支援の町の方針は。この四つでございます。

大きく二つの質問でございます。真摯に真面目にいいように答えていただけるようよろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、井戸議員1点目の協会けんぽ、国民健康保険制度の欠陥についての御質問にお答えいたします。

協会けんぽと国民健康保険の課税に用いる所得の年度の違いから生じる矛盾感のことをおっしゃっているのかと思います。協会けんぽの健康保険料は、当該年度の4月から6月の給与等総報酬額の平均である平均標準報酬月額をもとに算出します。協会けんぽは働いているときの収入で保険料が算出されるのに対し、国民健康保険は前年度の所得で保険税が算出されます。会社を退職し、国民健康保険に加入した場合、前年所得に基づき保険税を計算することになりますが、既に前年所得に対して協会けんぽにおいて健康保険料を支払っているため、二重に支払ったように見えてしまいます。しかし、このことはあくまでもそれぞれの制度において保険給付に見合う費用負担を加入者にどのように配分するのかであり、保険料算出方法はそれぞれの制度で決められているもので



いたし方ない部分であります。

退職により収入がなくなった場合、保険税の負担が重くなります。健康保険課に相談に来ていただければ、支払い回数をふやしたり、1回の支払いの額を軽減させることぐらいは可能でございます。在職中に退職した場合のことも考え、保険税等の支払いに備えていくことも必要なことであると思われま

す。なお、会社の都合等で退職した場合は、保険税が軽減される場合もありますので、健康保険課に相談に来ていただけたらと思います。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

ちょっと1と2の答えがわかりづらかったんですけども、まとめて答えたということですかね。まず協会けんぽ、国民健康保険、それぞれがもちろん組織も違いますので、いたし方がないという答え。これ、取る側はいいですけども、取られる側といいますか、支払う側というのは本当に大変というのを理解してほしいというのと、先ほどのように何でも公平性の観点という意味では、これはやっぱりおかしいと思うんですね。町がそれを公平性の観点ではないというならば、ちょっと私も答えにびっくりしたんですけども、どう考えてもおかしいと思うんですね。全て税金は前年度でありますから、前年度の所得に応じて次に備えておけというのは理解できるんですけど、前年度も実際に支払っていますから、皆さん余裕があるわけじゃないという部分があります。

それから、300万円の例ですれば次の年ですよ、無収入にもかかわらず、よくあるパターンで、先ほど説明しました、女性が妊娠、出産、結婚、結婚は別としても、出産に関してをやめた場合ですと、子どもにも国保税がかかってまいります。特に平群の場合は3万8,000円ですよ。無収入の子どもにも3万8,000円かかり、無収入の親に300万ですと、ざっくり30万ぐらいはかかってくるであろうと。ということは、簡単に言うと無収入の方が34万円近くのお金を支払わなければならないということになります。もちろん協会けんぽを続けたとしても同じような金額になるので、国保が特別悪いかという意味ではないんです。ただ、町が管轄する部分としては、協会けんぽは手を出せない部分でもありますし、国民健康保険しか、税でありますから平群町の裁量としてはこの部分で救済するしかないのではないかと思います。もう一度確認しますけども、税の負担ということで考えて、無収入の方がそういう三十数万円のお金を支払わなければいけないというのは、明らかに矛盾していると思うんです。そこについても矛盾、欠陥というか、要は協会けんぽの渡り

によることで本当にそれで問題ないとおっしゃられるのか、その辺を再確認したいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

確かに、去年に収入があって、ことしに収入がないというのはよく理解するところでございます。ただ、これは個人住民税でも同じような考えなんですけども、地方税の場合は昨年度の収入に対して1年おくれて課税するという決まりでございます。これにつきましても、矛盾感ということで言われたらそうかなというところもあるんですけども、我々はあくまでも地方税法や、それから町の税条例に基づいて課税をさせていただいてるものでございますので、公にこれが矛盾であるというふうなことは言えないと思っております。

それと、あくまでもですね、先ほどありましたけども、任意継続をとられても、今、現役のときにお支払いされてる金額のほぼ倍を払うという、確かに保険料負担というのは大きいと思います。それにつきましてもですね、日本の皆保険制度を維持していくためのものであるということで、矛盾感はあるかわかりませんが、やはりその財源というのは皆さんで納めている保険料ということでもありますので、社保、国保問わずですね、それは必要かと思っております。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

矛盾感はあるけども、矛盾、欠陥ではないということですね。すごく悲しい答弁といいますか、実際この立場になられる方が多い。先ほども、私は15%と言いましたけども、新規等いろいろ抜くと10%ですから、1年間に10人に1人の方が実際やめておられて再就職されているという現実があります。そういう方々が多い中で、夫が社会保険に入っている大きな会社に普通に勤めていて、奥さんが非正規でアルバイトをやめたりしたりというのでは問題ないでしょうけども、自営業であったり、ベンチャー企業であったり、農業であったり、そういう方々の場合はもろに響いてまいります。だから、この痛みというのをわかっていただかないと、ちょっと制度の存続とは違うんじゃないかなと思うんですね、私としては。明らかに900万円の収入で、これは最高のパターンですけどね、でも実際2年働いて1年国保に入ったとしても、3分の1程度の負担、要は1.5倍ぐらいにはなるわけですから、倍にならなくてもそう

いうケースは本当に多々あります。そういうことをですね、もう少し真剣に考えてほしいと。

2番目の減免等の救済措置の必要性についてということなんですけども、今のは必要性がないという答弁に聞こえるんですけども、もちろん制度自身に問題があるのか。これは別の協会けんぽと国民健康保険で、また町の立場としては自分の条例、法律に基づいてやっているわけですから、欠陥とは言いにくいにしても、やっぱり実際に所得がない方がいきなり数十万円の負担をばんと強いられる状況になるわけです。その辺についてですね、ちょっと減免なりを考えるべきではないか。特にこの平群町は高いですから、減免したとしても、近隣市町村になるかもしれない。そういう意味ではですね、本当に考えてほしいと私としては思うんですけども、再度、そこだけ前向きに検討といいますか、すぐにできるようなことではないと思いますので、本当に住民の方の苦しみがあった上でやっていただきたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの再質問でございますけども、我々もですね、この条例、法律に基づいて仕事をしているわけなんですけれども、当然、議員お述べのことについては理解した上で御答弁させていただいています。その中でですね、やはり脆弱な国保というのは全国的に言われてまして、それが県域になるということで、今進んでいるところでございます。それにつきましては、当然奈良県で統一化されたときにですね、そういう話も出てくるかと思えます。法的にしなければならぬ部分と、それから県でどこまでやるということも今後は出てくるかと思えます。その中で、我々の話ができる範囲でございますけども、いろいろ市町村のお声も聞いていただけたところはありますけども、そういうところでそういう話も持っていきいたいというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○4 番

すぐにできることじゃない大きな問題ですので、ぜひとも前向きに考えていただきたい。こういう形じゃないにせよ、実際の問題はたくさんあります。ですから、そういうところをきっちりというか、柔軟に対応していただくことを望んでおります。よろしくお願いします。この件はこれで結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

井戸議員の大きな2点目の質問について御答弁させていただきます。まず、その中の小さな1点目、2点目の質問について、あわせて答弁させていただきます。

6月24日に開催しました平群町地域公共交通会議での県の職員の方の発言ということなのですが、これは恐らく奈良運輸支局の方の発言ということで、国の職員ということになります。奈良運輸支局の発言については、地域の公共交通を維持するという観点から、既存の公共交通体系、町内でいえば近鉄電車、路線バス、タクシー、コミュニティバスとの役割分担が必要で、相互の補完の関係を保つことが大切であるということをおっしゃったと思っております。

また、平群町としまして、交通に関する専門部署である奈良運輸支局や奈良県地域交通課とは意見交換をしており、地域の公共交通を維持するということは大変重要であるというふうに考えております。

次に、3点目の御質問についてお答えさせていただきます。

御提案をいただいております移動困難者対策につきましては、平群町地域公共交通会議の中で行政機関の専門部署や民間事業者と議論を交わし、1、タクシーの初乗り運賃の補助、2、福祉有償運送制度の活用、3、既存の公共交通への影響を考慮する、4、新たな公共交通導入については財政状況や費用対効果を考慮する、5、住民の移動需要や意向を考慮するなどの意見をいただいております。

次に、4点目の質問についてお答えをさせていただきます。

本町の地域公共交通の目的は、まず1点目としまして、町民の健康維持に働きかける、2番目としまして、通学、通園の支援を通じて世代間交流に寄与する、3、観光支援等の地域活性化に寄与するとなっております。現状としまして、コミュニティバスの停留所まで歩くことができる健康な方につきましては、健康維持のためにもできる限り停留所まで歩いていただき、介護保険の要支援や要介護認定を受けられている方や障害者手帳をお持ちの方で、停留所まで歩くことが困難な方につきましては、福祉有償運送や介護タクシーを御利用いただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○4番

奈良運輸支局に関しては国の機関ですね。奈良県ではないので、ちょっと申しわけなかったんですけども、奈良県の職員もたしか、前にそんなようなこと

を、直近ではないですけども、おっしゃられていたと思います。町長も同じような考えということで、それも議場でそのようなこともおっしゃられていたので、大筋間違いないのかなとは思っておりました。

そこですすね、ちょっと今悲しい答えを聞いたのは、いろいろあるんですけど、まず福祉運送。アイデアとして福祉運送を使え、タクシー補助はわからなくはないんですけど、まず福祉運送から一つ一つの問題点がわかっていると思うんです。福祉運送は介護認定を受けてという話ですけど、ちょっと動けない、買い物に行きたいためにわざわざ介護認定を受けるのかという話になるんですよ。今ちょっと誤解されていますけど、コミュニティバスまで行くのという、コミュニティバスのほうがまだ細かいですけども、一般のNCバスであるとかそういうバス停は遠いです。私はずっとそれは言い続けていると思っております。バス停まで700メートルの坂があります。700メートルの坂をどうやって、例えば足をちょっとけがした方、介護認定までは行かないまでも、歩けない方はたくさんおられます。その辺も踏まえて、私は今回は強く言っているつもりでございます。

タクシーの補助の話も出ましたけども、最近で私の近くの方がどうしても眼鏡が急に壊れてしまって直しに行きたいという話が出まして、タクシーを呼んだんですけど、タクシーは来ないんです。だから、そこは根本的にタクシーが来ないにもかかわらず、タクシーの補助というのもちよっとずれてるのかなと。私たちからすれば地域公共交通会議がかなめであり、評論家の集まりじゃ困るわけです。実行できるような政策を本当の意味を持ってできること、これが私個人的にもそうですけども、期待されるところであります。

今見た感じでは、ちょっと私の考えをいいますと、公共交通を残すことが唯一の道であるならば、その公共交通に大きく協力してもらう方法がほかにないのではないかと考えております。いろいろ議会でもデマンドタクシーでありますとかいろんな導入の話も出ておりますが、これも正直、時間がかかる。導入によってのコストが余りにも大き過ぎてですね、下手したら破綻の道を歩む可能性もあるので、これに関しても一概に、ましてやすぐにという答えは出ないと思います。そうなってくるとですね、先ほども私が言ってましたように、10年以上の地域、あえて言ったほうがいいですかね、椿台の問題がありました。椿台、若葉台、緑ヶ丘、まあ緑ヶ丘は少し循環が走っていますけども、ローズタウン若葉台にしてもそうです。菊美台についても、完全にコミュニティバスが走っていない地域は特にひどい、バス停まで遠いです。集会所まで行けないというのは私はずっと言っておりますが、集会所まで行けない地域もかなり多いわけですね。これは福祉政策以前の問題になりますから、どんなにサロンが発

達しようが、小地域ネットワークがしっかりしようが、行けないことにはどないしようもないです。ですから、これは公共交通だけの問題ではなくてですね、一つ、二つの担当課の問題ではないということをご大きく認識してほしいと思っております。

平群町も、ここまで来ると積極的に推進すべき。例えばですね、大幅に事業者のバス停をふやす、これは一つの最低限のアイデアでございますけども、せめて自治会館に行けるようにするだとかですね、そういうことをできるようにすべきではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

御質問をいただきまして、公共交通に協力してもらえないのではないかとというふうな発言もありまして、こちらとしては少し残念なんですけど、一般的に陸運支局とか言われている専門家の方というのは、まず公共交通体系を維持しろというのが大きなあれです。今おっしゃられました、質問の中でありましてとおり、10年ほど公共交通体系が変わってないと。コミュニティバスにつきましては、いろいろルートを変えておるところでございます。今おっしゃいましたようにバス停をふやす。これは民間の路線バスのバス停というのは、なかなか私どもだけで簡単にいくものではございませんので、コミュニティバスにつきましては、議員おっしゃられました意見を常に頭に入れております。今後もコミュニティバスにつきましては、その都度その都度ルート変更であるとか使いやすいように変えていくのが当たり前の公共交通でありますので、そこは少し頭にも入れながら、平群町は坂の多い町ということは認識しております。できるだけ応えられるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○4番

ちょっと話がコミュニティバスのほうへ行ってしまうがちなんですけども、地域公共交通会議は常にコミュニティバスの話がほとんどなんです。あれは地域公共交通会議という名前は地域の公共交通ですから、もちろんNCバスが走ってる、事業者が走ってる場所も包含されておるわけです。その割には、そこに一切手つかずの状態ですと10年と私は言っております。そこは御理解いただきたい。

今後どうすんのかって本当はあるんですけども、事業者だから平群町は出しにく

いという考え方では正直、もうだめだと思います。ここまで来ていると、高齢化率も超え、特にひどい状況になっております。つい最近ですけれども、とある自治会の長寿会からも、自治会にそういう要望も上がっております。しかしながら、長寿会自身も高齢化過ぎて動けない。そもそも会議に集まらないという状況になっております。自治会がどうするかというのもあるんです。自治会がどうするかにしても、例えばですけれども、先ほど申し上げましたローズタウン若葉台、若葉台、椿台、ここは一つの路線でつながっております。また、菊美台と緑ヶ丘も関係ある路線がつながっております。そうなってくると、一自治会では決められるような状況じゃないんですね。私もそれは何かの会議のときに指摘を受けたんですけれども、どここの自治会が、例えば若葉台が早くしてほしい、本数をふやしてほしい、バス停をここここにしてほしいと言うたら時間が変わる。ということは、結果的に元山上への到着時間が変わるということは椿台にもローズタウンにも及ぶ。緑ヶ丘の方にも及ぶというふうに、4地域ぐらいがまたがってしまうことになります。これを一自治会ではどうしようもない部分があると思うんです。ですから、本当にこういう状況であるならば、ぜひとも町が陣頭指揮をとってですね、過去もいろいろありました、椿台でももめました。しかし、それはもう数十年前の話ですから、ここは真剣に取り組んでいただいて、積極的に町自身が陣頭指揮をとってやっていただきたい。本当にせっぱ詰まっております。全てが絡んでおります。投票率の問題もそうですけど、地域コミュニティーの問題もそうです。公民館に行けなかったら地域のお祭りもできません。そういうふうにはですね、すごく今困っている方がとても多い。

だから、先ほどの福祉運送って、はっきり言って言い逃れやと思うんです。福祉運送を使うとか何度も出てますけれども、福祉運送が簡単に使えるならみんな使います。使えないんです。そういう法律なんです。ですから、ぜひとも町の方々には大変だと思いますけれども、何とか頑張っていただきたい。これは切に願いますけれども、本当にいかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

主におっしゃっているのは、特にローズタウンのほうでしたら路線バスということになります。路線バスにつきましても、10年以上前にルートを変えたという経緯がございます。今おっしゃいましたように、あのときもかなり町のほうも入ったなという記憶があるんですけれども、椿台のほうでは内部へ入りたいという申し入れを1回聞きに行ったんですけれども、やはり排気ガスであると

か騒音であるとかいうことで、断念させていただいた経緯がございます。

町の指示で陣頭指揮をとってやってほしいということですので、それは6月議会でも数名の議員さんから質問をいただいていたと思います。平群町NCバスですので、業者とは常に意見交換はしておりますので、可能な範囲というんですか、その認識を持ちながら話はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

本当に買い物できない方、選挙に行けない方がふえます。4年後に変わります。3年後ですね、もう変わります。本当にそれもやっていただいているということなんですけども、ぜひとも迅速にですね、日々、今まさに買い物に行けない方がおられるんです。そこを本当に考えていただいて痛みをわかっていただいて、邁進していただきたいと思っております。これは私の要望でございます。ぜひともよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号2番、議席番号8番、森田君の質問を許可いたします。

森田君。

○8番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を賜りましたので、通告どおり大きく4点質問します。町長を初め、皆様には質問に真摯に向かい合っていたいただくことを冒頭お願いいたしまして、質問に入ります。

大きい1点目は、(仮称)文化センター・図書館の運営についてであります。

来春オープンします(仮称)文化センター・図書館は、老朽化が著しい中央公民館、人権交流センター、手狭なあすのす平群を統合した複合施設で、子供から高齢者が集い交流するコミュニティー活動の拠点として、住民の期待も大きいわけではありますが、予算審議でも明らかになりましたように、運営に年間7,500万から8,000万かかり、それに引きかえ使用料収入は300万円と町の負担が大きいわけであることから、運営をしっかりとしないとお荷物になる可能性を十分秘めておるわけでございます。

今議会で名称、使用料収入などが決まることになっておりますが、運営や使用料など、議会ともっと議論を深めた上で議案を上程していただきたいかった。



開館までまだまだ時間があるのに、今議会に上程されたことはまことに残念であります。そんなことを言っても仕方ありませんので、そこで確認の意味合いも含めて5点質問いたします。

1点目は入居部門についてですが、機能的には中央公民館、図書館、人権交流センターとなっておりますが、観光文化交流機能はなくなるのですか。それと、教育委員会事務局そのものが入居するのでしょうか。

2点目は運営のことでありますが、町直営ですか、それとも委託されるのですか。肝心なことは過日の委員会でも説明がありませんでした。また、条例で所長を置くことになっておりますが、所長の役割、権限、責任はどのようになっていますか。

3点目は図書館の開館時間のことですが、平日、日曜は朝9時半から午後5時まで、土曜日は午前9時半から午後7時までとなっておりますが、平日、日曜も土曜と同じく7時まで延ばす必要があるのではないのでしょうか。

4点目はバリアフリー・セキュリティーのことですが、健常者も障がい者も安全で安心して利用できる施設になっているのでしょうか。また、セキュリティーは万全になっていますか。

その他ですが、①駐車場のことですが、管理運営は外部委託ですか、町直営でやられるのでしょうか。それと夜間の管理はどうなっておりますか。最近軽四自動車がふえていると思うんですが、軽四の専用スペースをつくれば、駐車台数を稼げるのではないかと思います。

②自転車置き場のことですが、館専用でしょうか。また何台とめることができるのでしょうか。

③現中央公民館別棟で、諸団体の用品庫や中央公民館横にあります忠魂碑はどうされるのでしょうか。

④町内各所からのアクセスのことですが、運転しない高齢者などの当施設のアクセスは、特段何か考えておられるのでしょうか。

私は数年前、歩いて四国を1周しました折、道を尋ねるために休憩に公民館や図書館などの公共施設に立ち寄りしましたが、閑散としており、宿舎のほうで地元の方にお尋ねしますと、車が運転できなくなった、そこに行くバスがないということでした。総合文化センターの利用促進は、コミバスなどの拡充や新しい交通手段の導入ではないかと思います。この質問は多岐にわたっておりますので、端的、明快な答弁をお願いしておきます。

大きい2点目は、スマホを町政に活用してはについてであります。

スマートフォンは電話機能とパソコン機能をあわせ持ち、電話やインターネット、ゲーム、メール、録音、写真、代金決済などに利用することができます

ことから、若者だけでなく高齢者の日常生活に欠かせないものになっております。現在、平群町では緊急速報メールとか体育施設の利用申し込みもインターネットで受け付けできるようになっておりますが、町広報、子どもや高齢者の見守り、イベント情報、町施設の使用申し込み、こども園の入園申し込み、アンケート、パブリックコメント、納税、利用料の決済、ふるさと納税、寄附、クラウドファンディングなどリユース・シェアリングなどにもっとスマホを活用すべきではないかと思えます。町はスマートフォンを公共インフラと捉え、住民の利便性や住民サービスの向上、そしてコスト削減に取り組むべきではないでしょうか。

私ごとですが、ほぼ毎月、大阪のセミナーに出かけておりますが、テーマや講師は変わっても、5G（第5世代移動システム）の話が必ず出ます。5Gは超高速大容量、多数同時接続、超低遅延の三つの特徴があり、2020年から運用が開始されるということになっております。5Gになりますと産業界だけでなく、我々の日常生活も大きく変わると言われております。スマホでどんなことができるのか、インターネットで検索しますと4Gのスマホでもまだまだ少ないですが、自治体としてもスマホを利用している自治体があります。

大きく3点目は、土砂災害危険区域内での災害についてであります。

近年、地球温暖化による異常気象によるゲリラ豪雨、スーパー台風などにより毎年甚大な被害が発生しています。平成26年は広島市土砂災害、平成27年は関東・東北豪雨、平成28年は熊本地震、台風10号、平成29年は九州北部豪雨、平成30年は西日本豪雨、台風21号、本年は盆の台風10号、先月末は九州北部の線状降水帯による大雨が発生しました。今週は台風15号によって被害が出ております。10年前に比べて被害が1.6倍になっておると言われております。被害に遭われた方のお話では、「今までこんなことはなかった」「こんな経験はしたことがなかった」と言われておりますが、往々にして自治体のハザードマップに危険箇所指定されているといったことがあるというふう聞いております。

そこで、町のハザードマップで危険箇所になっているところで被害が発生しているのでしょうか。また、昨年度で終了いたしました県の危険箇所の調査結果はいかになっておりますでしょうか。

国は豪雨や台風などの逃げおくれによって多数犠牲者が出たことを教訓に、避難に関するガイドラインを昨年改定され、本年から運用されています。災害被害の危険度と住民がとるべき行動を5段階のレベルであらわし、警戒レベル3で避難準備、高齢者等の避難開始、警戒レベル4で避難勧告、避難指示を町が発令しなければならなくなり、町の役割が大きく、責任が重くなっておりま

す。

大きい4点目は、都市公園の中央公園、北公園の利用促進であります。

町内には都市公園が2カ所あり、中央公園には多目的グラウンド、サブグラウンド、テニスコート、ゲートボール場があり、北公園にはテニスコート場が併設されております。近隣町に比べても立派に誇れる、町が目玉施設じゃないかと私は思っております。この施設の管理は町振興センターに委託され、昨年度の事業報告書によりますと、利用者数は中央公園で2万7,820人、北公園で3万4,500人、合計6万2,320人が利用しており、管理費は中央公園で1,220万、北公園で590万、合計1,810万かかっております。人口当たりになりますと約1,000円近くになります。計算上ですが、1回利用すると290円かかっていることになります。それ以外に、体育施設の管理費が中央公園で910万、北公園で35万、合計で945万かかっております。公園体育施設は立派にもかかわりませず、余り利用されていないように私は思います。

そこで、町として利用促進策を何か考えているのでしょうか。あわせて、3点質問いたします。

1点目は、ここ数年の公園・体育施設の利用状況の推移はどうなっているのでしょうか。

2点目、ここ数年の公園・体育施設の管理費の推移はどうなっていますか。

3点目は、町が掌握している課題、問題点はあるのでしょうか。

以上、4点質問しました。明快な答弁をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは、森田議員御質問の1項目めの1点目、観光文化交流館機能はなくなるのか、教育委員会事務局は入居するのかについてお答えいたします。

観光文化交流館は、農業を含めて観光・文化・歴史の情報発信の拠点として整備され、その事業として、一つ、地域資料の収集・整理及び保存またはその活用、二つ、地域情報の調査・相談及び案内業務とそれに係るボランティアの育成、三つ、自主活動団体との連絡及び協力またはその支援などを図書館と協力しながら実施、開催しているもので、これらの機能は図書館法に基づく事業とあわせ、新図書館へ引き継ぐものであります。

次に、教育委員会の入居の件ですが、(仮称)文化センター・図書館は財産区分上、住民の皆様が一般利用に供する公共用施設であり、役場や教育委員会などは行政事務を執行するための公用施設に当たりますので、教育委員会は(仮

称)文化センター・図書館に入居することはできません。教育委員会がどこに入居・移転するかは、庁舎管理担当課で調整していただいております。

次いで、2点目の館の運営についてお答えいたします。

設置条例案でも御説明させていただいたとおり、人権交流センター部分、図書館部分は直営とし、公民館部分は当面は直営で行い、管理運営が安定すれば指定管理も検討してまいります。また、所長の役割、権限、責任についてですが、図書館を含む施設全体の一元的な管理を図るため、三つの施設、中央公民館、人権交流センター、図書館の統括、連絡調整及び相互連携に関することを予定しております。

次いで、3点目の図書館の開館時間についてお答えいたします。

新図書館の開館に当たりましては、時間延長や祝日開館などサービスを拡大することでニーズを喚起し、利用者の増加を図ることも想定されます。しかし、利用者の動向やニーズにまだはかりかねるものがございまして。そこで、まず現行に準じた形で運営し、利用者の動向や満足度、そして未利用層のニーズを精査した上で職員体制も整え、今後のサービス方針を確立していきたいと考えております。

次に、4点目のバリアフリー・セキュリティーについてお答えいたします。

このことについては、当然のことではありますが、障がい者・高齢者を初めとする全ての県民にとって、安全で快適な生活環境の整備を推進することとした奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に適合した施設であり、皆様が安全で快適に利用できるよう設計したものであります。

次いで5点目、その他についてお答えいたします。

小さな1点目、駐車場の件ですが、駅前の立地というアクセスのよさもあり、利用者の増加と同時に不法駐車、長期駐車、放置車両など利用者以外の駐車対策について懸念するところがあります。現在は、民間事業者による夜間も含めた公共駐車場管理の実績もふえていることから、そのことも踏まえ、検討を進めているところであります。また、軽四専用スペースの件ですが、大型ショッピングモールなど軽専用駐車場がふえているところもありますが、タイミングによりとめやすい場所にとめられる方や運転がふなれで狭いスペースが不安な方もおられるため、一概に駐車台数がふえるとは言い切れず、軽四専用スペース設置の予定はございません。

小さな2点目、自転車置き場については、正面入り口横、線路側ですけれども、そこに利用者専用として20台分を確保しております。

小さな3点目の諸団体のイベント用品庫ですが、文化センターにおいて団体専用の倉庫はございません。物品については、各団体の責任において所有・保

管していただくことが基本であり、現中央公民館内や公民館裏倉庫にある団体の物品の取り扱いについては、早い時期に協議の場を持ってまいります。

小さな4点目の忠魂碑については、中央公民館の解体にあわせ、その移転について関係課と協議を進めてまいります。

小さな5点目の町内各所からのアクセスについては、コミバスなどを御利用いただき、平群駅前より来館いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

ありがとうございます。観光文化交流センター機能は残るということでよくわかりました。教育委員会は入居しないんですかね。それと、わからないですけど、人権交流センターの機能は若井に残らないと思うんですけども、そういうことでいいんでしょうか、答えられれば教えてください。運営についてはこれからいろいろ考えていく、所長の権限も3館の機能を統括するというので、どなたが人選されるのか、特に3館の上位になる方ですので、よろしく人選していただきたいというふうにお願いしておきます。

それと、図書館の閉館時間ですけど、よく検討していただいて、周りの状況も含めてですね、町外の貸し出しをどうするのかということも含めて、これは検討していただきたいというふうに思います。

それと、バリアフリーとセキュリティーのことですけど、これは当然条例に基づいてやっていただくということですけど、法律というのは最低限のことですので、その辺も十分理解してやっていただきたいと思います。

それとですね、私は先般、運営委員会の資料に基づいて拡大させていただいたんです。これが図書館の建物です。ただし、この出入り口からすると、ここが1メートルほど下がってるんです。私もこの質問をするに当たって、現地へ何回もくるくる車で回ったり歩いたりして見てるんですけど、ここからすると80センチほど高いんですよ。ここに絵があるのでわからないけど、階段なんですよね。これは必ず高齢者のために手すりをつけていただきたい、1メートルですけども。一番いいのはスロープをつけていただくということなんですけど、1メートルであれば12メートルぐらい長さが要りますのでね。

それと、もう一つはですね、セキュリティーの関係なんです。当然、機械警備をやっておられると思うんですけども、今の時代、機械警備をやらない建物なんて私は考えられないと思うんです。

その辺のことともう一つ、私は過日の総務建設委員会のときに、ここの町道

が残っておるので通路をつくりなさいというような質問をしたことがあるんですけども、これですね、よく考えたら、現在、工事現場のときにはもうクローズされているんですよ。クローズされてるということは、ここの住民の方はこれは使われないうふうに理解されていると思うので、逆に自転車置き場がここにあることによってですね、20台と言うてんですけど、通路をつけますと自転車置き場を使いますよ。その人たちがここを使ったら必ずここを横断すると思うんです、人間的にね。そういうことも含めて、どう考えておられるのか。

それとまたですね、ここに駐車場の入り口があるんですけども、ここにあることできちり管理しないと、人間の心理として必ず抜けていきますよ。少しでも早くということで抜けていくと思いますので、その辺のことをどのように考えているのか。

それと、先ほどちょっと言いかけたんですけど、自転車置き場は20台、この位置であれば、館専用なんて私は考えられないと思います。その辺のことをもう一度検討するのかどうかも含めてお答えいただきたい。

イベント用品庫はなくなるということで、私は諸団体より町が一番困らないかなと思うんですけども、町のイベントをサポートしてくれている団体が保管している倉庫なんですよ。私が聞いたところによると盆踊りとかそういうところにも用具を保管しているというふうなことも聞いておりますので、その辺のことをもう一度お答えいただきたい。

それと、忠魂碑のことですが、これは誰がつくったんでしょうかね。町がつくったのか、遺族会がおつくりになったのか。

それと、町内各所のアクセスのことですが、財政が逼迫している状況で非常に悩ましい問題であるわけですけども、総合文化センターの利用効率を高めるためには、各所からのアクセス、利用ができなければ、できて1年ぐらいは利用される方もおられると思うんですけども、1年たつと閑古鳥が鳴く、そういうことにならないようにしていただきたい。それはお願いしておきます。この問題につきましては、デマンド等、交通空白地区の解消に熱心に取り組んでいる議員があす質問されますので、答弁は結構でございます。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま議員より、多岐にわたり御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず人権交流センターのことですけども、当然、人権交流センターといいま

すのは、文化センター建設に当たりまして、現人権交流センターは解体撤去するというので、周辺地区の皆様の方にもお伝えしております。そこで、町の考え方として、人権交流センターの骨幹となる人権施策、人権啓発機能は文化センターへ引き継ぐということで説明をさせていただいております。文化センターの方に、部屋としては人権啓発相談室一つではありますけれども、そこを事務の拠点としてですね、施設全体を活用して広く人権啓発に取り組んでいきたいと考えております。

それと二つ目、敷地の東南東ですかね、階段の件について御質問をいただきました。

確かに、あの敷地はですね、北東の方から南西の方に向かってやや傾斜がついてございまして、御質問のあった階段の部分についてはたしか約1メートルぐらいの段差があって、短い階段ですけども、つけるようにしております。そこに手すり等のお話やったかと思っておりますけれども、その辺については設計のほうとまた協議を進めてまいりたいと思っております。

三つ目にですね、線路沿いの通路と自転車置き場の件について御質問いただきました。

確かに、今は工事中でございまして、もともと線路沿いにあった通路は閉鎖してですね、仮囲いをしながら工事をしております。文化センターができました折には、ほぼ以前と同じように通路は確保できますので、以前のとおりそこを使って通勤、通学に使っていただきたいと思っております。

それと、自転車置き場専用で20台ということで設けております。館の運営としてですね、文化センターに来られた方なのか、そこまで詳細に毎日管理するわけにもまいりませんので、自転車を置かれて、もちろん館専用ということで認識はしておりますけれども、たまたま駅のほうに行かれるという場合もあるかと思っております。

駐車場の通り抜けもされるということなんですけれども、もちろん歩行者の方であればですね、駐車場の入り口を通過して駅のほうに行かれる方もあるかと思っておりますので、その辺についてはですね、そういった細かいことまでは規制するつもりはございません。

あと、イベント用倉庫の件です。これは先ほども申しましたように、現中央公民館の裏または館内に団体様がお使いになられている倉庫がございまして。公民館内の倉庫の物品等についてはですね、以前にも団体様のほうに持ち帰るべきものは持ち帰っていただきたいと、そういうふうにも話もさせていただいたんですけども、現状として今、公民館内でお使いになっておられる団体様がおられます。ただ、新しい文化センターができますと、当然ですね、一定の倉庫は

設けておりますけども、現在の中央公民館と同じように団体様に使っていただくような倉庫はなかなか確保できておりません。使っていただくということであればですね、全ての皆様に公平に使っていただくかなあかんと思っておりますので、そういった意味では多くの団体の皆様に公平に使っていただくような倉庫は確保できてない。それは延床面積の上限の加減もあつたんですけども、なかなかその辺までは確保できてないというのが現状でございます。

続いて忠魂碑の件ですけども、いつ今の公民館のところに移設されたのかということについては、詳細は把握しておりませんが、管理としては遺族会の方が管理されておると、そういうふうに聞いております。この移設場所についても、現在の関係課のほうで調整されているというふうに聞いております。

最後ですね、アクセスの件について御質問いただいたかと思えます。

アクセスについてはですね、もちろん多くの町民の皆様に使っていただく、それが基本でございますので、できる限り文化センターのことを周知、PRしながら使っていただきたいと思っております。議員のほうからコミバスの拡充というような御意見もございましたけれども、今、平群駅前ロータリーも整備されまして、歩道もできております。道路も整備されてですね、横断歩道もできておりますので、平群駅前のほうから館のほうに来ていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

ありがとうございます。セキュリティーのことで機械警備しているのかどうかというのは御答弁がなかったんですけども、それと、このところ犯罪が多くて防犯カメラが抑止力になるということもよく言われておるんですけども、機械警備されるのかどうか、この辺はぜひともお答えいただきたい。

それと自転車置き場ね、これ、今言うてるように、ここに通路をつくってここにやれば、自転車はここにとまりますよ。何ぼ住民の方にお問い合わせしてもですね、ここに通路をつくるのであれば理想的ですよ、設計事務所がやっていることは。実際に困るのは職員の方ですよということです。ここの位置であれば必ず館利用者以外にとめます。そして、この通路があれば、ここの横断歩道でないところを通られると思いますよ。その辺のことも再考すべきだと思いますが、その辺のことはもう一度御答弁いただけませんかでしょうか。

それとイベント用品庫です。これ、よく打ち合わせしていただかないと、町の行事に協力していただけない可能性を私は秘めていると思うんですよ



ね。その用具はちょっと私もわかりませんが、先ほどのように、盆踊りとかそういうところの用品庫で、ほかの町以外の団体にもお貸ししているというようなことも聞いております。これはもう一度ですね、来年4月にオープンするんでしょう、そんなことを今ごろまだこれから詰めるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

それとですね、忠魂碑の移転の問題、これは非常に悩ましい問題でですね、1976年に箕面市で忠魂碑移転の訴訟事案があり、これは最高裁で町が費用を負担することは問題ないという判決が出ております。しかし、この移転場所、移転時期とは遺族会と早急に詰めていただきたい。これも今からやらないと、町が負担するのであれば、来年度お金を予算計上しなければいけないわけでしょう。それは教育委員会の担当か、ほかの担当かわかりませんが。また、この事案が箕面市の訴訟事案と全て同じじゃないというふうに私は思っておりますので、このことについては弁護士とよく相談いただきたい。これはお願いしておきます。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

何点か再質問をいただいております。

まず機械警備の件ですけども、これは当然のことながら夜間も含めてですね、警備会社のほうに委託、既に契約が終わっております。

それと、自転車置き場の件です。町としましてはですね、当然、文化センター専用の自転車置き場という認識でございますけども、やはり通勤、通学にとめられる方が当然おられるかもわかりません。そういったことも含めてですね、自転車置き場のほうに文化センター専用ということで、当然のことながら張り紙等の注意喚起をさせていただきまして、通勤、通学の方はできる限りといいますか、駅前の自転車置き場のほうを使っていただくように周知してまいりたいと思っております。

それと、イベント倉庫の件です。この件については、個別に今現在、中央公民館を利用されている方から、我々が今使っている置き場所はどうかということについての問い合わせがございます。そういった場合については、その都度ですね、新しい文化センターにおいては現在と同じような使い方ができないということで、個別にも説明をさせていただいております。例えば、文化協会、公民館クラブを含めて全体にですね、多くの方に町の考え方を話するという意味で、この議会が終わりましたら早い時期に説明をさせていただきたいと思っております。やはり基本的な考え方はですね、各団体様の責任にお

いて物品は所有・保管していただく、このことが基本でございますので、そのことは丁寧に御説明させていただきたいと思っております。

最後、忠魂碑の件についてはいろいろ御意見をいただきましたけども、この忠魂碑の移設の件については、関係課のほうで協議を進めておられると、そういうふうに聞いております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

ありがとうございます。機械警備をしてるというのは、警備会社に頼むか頼まないかは直接関係がないというふうに思います。機械警備等は人がおらなくてもアラームが鳴るかど、こういう問題でございますので、私としてはコストダウンにもかかわることですので、必ず機械警備を導入していただきたい。

忠魂碑の問題、用品庫の問題について、教育長、本当に真剣に考えていただきたい。御担当の方にお任せせずにですね、このことはお願いをしておきます。

公民館、図書館は、ある意味ではサービス業といっても私は過言ではないと思います。余りがんじがらめで利用を制限するということは、私はよくないというふうに思っておりますが、貸し会議室は新しい総合文化センター以外にプリズムへぐりでも会議室はあるわけですね。これ、ちょっと調べさせていただいたら、余り利用されておられないと思いますので、そういうことも含めて総合的に利用を促進する。今のところ、プリズムは健康保険課が御担当されていると思いますが、縦割りじゃなくて、住民目線でそういうサービスをしていただくことをお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員２点目の御質問でございます。スマホを町政に活用をとということで御質問いただいておりますので、お答え申し上げます。

まず、現在スマートフォンを活用し実施しております行政サービスの現状でございますが、奈良県と県内市町村が共同で運営しておりますポータルサイト「e 古都なら」という名称でございますが、これによりまして県と県内市町村の施設予約と電子申請が可能となっております。町内の施設では、議員の御質問にございましたように、体育施設の仮予約が可能となっております。また、町独自のスマートフォンを活用しての事例ということで、ホームページの閲覧やふるさと納税の申し込み、各種検診予約、乳幼児を対象とした教室の申し込み、また職員採用試験の受け付けが現在可能となっております。

確かに、今現在、約80%の方がスマートフォンを利用されているというふうな報道もございます。今後、さまざまな分野におきまして利活用が見込まれるツールであるということは十分認識しております。行政の事務への活用もあわせて期待をしておるところでございます。こういうことを踏まえまして、近隣の自治体において収納等のサービスも実施しているところがあるのも事実でございます。今後、情報通信技術の活用によりまして、町民の皆様のご利便性の向上や行政事務の簡素化・合理化を図ることは大変重要なこととございますので、セキュリティー面、またコスト面を十分考慮した上で、町税収税でありますとか他の公共料金、公共施設の使用料の収納、公共施設の予約や、また情報提供などスマートフォンの活用につきましては、今後導入されました市町村の実例を参考に調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○8番

ありがとうございます。私ごとですけれども、この春に言語音声翻訳機なるものを買いました。外国人とのコミュニケーションは非常に重宝しておりますが、今言います5Gになりますと、スマートフォンで簡単にできるということで、1年待ったらよかったなというふうに思っておる次第でございます。

先ほど課長からもありましたように、本当にいろいろな自治体でパソコンというのはもう古い時代というふうに私は思います。だから、私は専任の職員でもつけて、企業のワークショップに参加するとかそういうことで、スマホタウン、そういうような構想も立ち上げていただきたいなというふうに思います。このような話をしますと、必ずスマホを持っていない人へのサービスができないというような話が出てきますが、檀原市のほうでごみ分別アプリをスマホでやっております。そういうことも含めてですね、お調べいただいて住民サービスの向上、そしてひいては町のコストダウンになるわけですけれども、その辺のことをもう一度御答弁いただけませんか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、議員のほうから再質問がございました、今、地方自治体のほうもおっしゃっていただいたスマホの活用ということで、さまざまなアプリケーションを使っているような情報提供をされております。私もサイトを見る中では、特に今

でしたら防災であるとか子ども子育て、またごみの分別であるとか、観光のPRとか住民協働みたいな部分で、かなり多岐にわたってスマートフォンを活用されたアプリケーションによって人と人とのつながり、コミュニケーションみたいなものを各自治体のほうで醸成されておるといふような情報は得ているところでございます。

今後の話になるということでございますが、やはり今議員お述べのように、スマートフォンというのは非常に便利なものなのかなというのが、正直実感としてございます。私も使ってないほうなんですけども、使っておられる方の状況を見ましたら、非常に便利なものなのかなと。こういうものがやっぱり将来、我々の日常生活を変えていくものなのかなというふうなことは実感しておりますので、活用につきましては、今申し上げました先進的な事例などを拝聴しながら、町政に生かせるものは生かしていくと。若干コストの面とセキュリティーの面につきましては、行政のことですので慎重に考えさせていただきながら、活用に向けて鋭意研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長

森田君。

○8番

私も一般質問するに当たって、いろいろスマホ検索で情報を入手したりしております。スマホの通信の発達は目まぐるしいほど進展しております。このスマホの国の窓口は総務省でございます。このたびの第4次安倍内閣改造で地元の高市早苗代議士が就任されました。ぜひともですね、その辺の国の動向、補助金の動向も踏まえて、きっちりお話をしてスマホを実現する平群町になっていただきたいというふうに思いますので、ぜひともいい方向に進めていただくことをお願いいたしまして、この質問は結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目の質問にお答えさせていただきます。

その中で、まず1点目でございます。

ここ数年の平群町内での大雨や台風による被害につきましては、平成29年10月の台風21号では道路関係が19件、農林関係が5件、山林が4件、合計28件、このうち質問にあります土砂災害警戒区域が5件、土砂災害特別警戒区域が4件含まれております。また、平成30年7月の西日本豪雨では道路関係が34件、農業関係が13件、山林が2件の合計49件であります。このうち土砂災害警戒区域が7件、土砂災害特別警戒区域が6件含まれている状況

であります。

次に、2点目の御質問についてお答えさせていただきます。

基礎調査が終了しました平群町の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）ですが、179カ所、そのうち特別警戒区域（レッド）を含む区域が156カ所となっております。また、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は山間部を中心に27の大字・自治会に存在しており、自治会単位の世帯数では約6,800世帯の方が対象となるということでございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

ありがとうございます。危険区域に指定されているところに結構災害が発生しているということで、ハザードマップの重要性があるわけでございます。こういう問題は私の御近所の方にとすると、町のハザードマップは町がつくってるのかという話も必ず出るぐらいですので、周知が一番大切やと思いますので、そのことはお願いしておきます。

それとですね、県の調査ですけども、以前の危険箇所よりふえてるんですか、減っているんですか。以前の危険箇所からふえてるのかどうかということと、それともう一つは、県の調査があったんですけど、これは議会にも説明いただいておりますでしょうか。その辺のことを御答弁ください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の県の調査ということなんですけれども、一応31年度までの調査ということで、平群町の場合は30年度で終了したということで、今ホームページのほうでも閲覧できるような状況であります。これは継続した調査ということで、ふえたかふえてへんかというのは、ちょっと難しい状況でございます。それと、このことについて議会のほうへ報告したかと言われますと、ちょっと今そのような認識はないということで申しわけございません。

○議 長

森田君。

○8 番

ありがとうございます。県の調査は終わってますのでね、ふえたかふえてないか、エリアが拡大したか、そういうこともあるかと思しますので、議会にもきっちり報告いただきたい、説明いただきたいということです。

それとですね、今、地域防災計画の見直し、ハザードマップもしていただいておりますと思うんですけども、各地の災害地で避難施設の定員が全ての周辺人口を賄えない、そのような状況も出ております。それとですね、今、国も1週間避難という話も出ておりますので、その辺のことも含めて、そして備蓄品についてもですね、それに対応するようなことも、先ほどの地域防災計画やハザードマップの見直しに反映していただきたいということをお願いして、この問題はこれで結構です。次をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

大きな4項目め、中央公園、北公園の利用促進について回答します。

公園の利用促進・拡大策につきましては、中央・北公園の情報発信をホームページ等で大きく取り上げていきたいと考えております。

(1) 公園利用状況の推移は、中央公園が28年度3万3,000人、29年度3万368人、30年度2万7,820人、北公園が28年度3万6,559人、29年度3万6,120人、30年度3万4,500人となっております。

(2) 公園の管理費の推移は、中央・北公園の指定管理費1,810万円、平成26年度以降、同額で推移しております。

(3) 公園の課題、問題点は、遊具や機械設備器具等の老朽化に伴う更新が挙げられます。北公園はピーク時の駐車スペースが少ないという問題点がございいます。また、中央・北公園の利用者が年々減少しています。町の誇れる財産、中央・北公園をいかに情報発信していくかが課題と考えております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは引き続きまして、森田議員の都市公園の利用促進についての体育施設について、教育委員会よりお答えさせていただきます。

1点目の体育施設の利用状況の推移につきましては、まず中央公園におきまして多目的グラウンド、サブグラウンド、テニスコート、ゲートボール場が併設されております。中央公園多目的グラウンドでは、平成28年度6,562人、29年度7,097人、30年度6,213人の利用となっております。テニスコートにつきましては、平成28年度9,590人、29年度9,850人、30年度7,397人の利用人数となっております。ゲートボール場につきましては、平成28年度、29年度両年度利用がございません。平成30

年度におきましては108人となっております。サブグラウンドにつきましては申し込みが不要で、料金は無料で一般開放を行っており、平日には夕方に子どもたちがキャッチボールやサッカーなどを行い、汗を流しております。土曜日、日曜日につきましても、子どものラグビーの練習でありますとか野球などのグラウンド利用者のキャッチボールなどのウォーミングアップ場として利用されておるところでございます。次に、北公園テニスコートにつきましては、平成28年度1万3,145人、29年度1万4,699人、30年度1万4,228人の利用人数となっております。

2点目の、ここ数年の体育施設の管理費用の推移につきましては、中央・北公園の指定管理費として、平成28年度、29年度それぞれ1,096万円、平成30年度は945万円となっております。

次に、教育委員会で把握しております課題、問題点でございますが、体育施設部分としては、施設の老朽化に伴います修繕箇所予算増加が予想されることから、維持補修のための財源確保が今後の課題と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

ありがとうございます。中央公園・北公園の利用促進につきましては、平成28年9月議会で質問させていただきました。これにつきましては、同じような御答弁をいただいております。28年度の12月議会でも、サブグラウンドの利用について質問させていただきました。本当にこの問題もですね、ほとんど改善が見られません、失礼ですが。特にですね、中央公園は非常にお金がかかっている割に利用者が少ない。これは町の一般財源を使っている。基本的には交付税の算定基礎にはなっていると思うんですけども、やはりもっと利用していただくように、その次の答弁は動画配信も考えるということも御答弁いただいております。全然そういうことはやられていない、非常に残念です。私はしょっちゅう中央公園に行きますが、本当に四季の花が咲き乱れ、春になれば若葉が芽吹く、キジが飛んでくる、運がよければキジに出会う。ウサギにも遭遇することがありますので、そういうことをもっとPRすべきじゃないかなというふうに思います。

それと体育施設でございますが、これも利用率がそんなに高いとは私は思いません。そういうことも含めてですね、もう一度利用促進をどうすればいいのか、そういうことも考えていただきたいというふうに思っております。問題点

ですけれども、今言うた問題点は確かにあります。改善点もあるわけですが、体育施設は20年たってますので、非常に大規模な補修が必要な時期に来ているというふうに思いますので、それはどのようにお考えになっているのか。

それと、グラウンド東側のトイレに障がい者のトイレがないんですよ。それは都市建設課が御担当なのか、教育委員会が御担当なのか私はわかりませんが、今の時代、公共施設に障がい者トイレがないというのは本当に問題じゃないかというふうに思います。階段のあるような事務所の横のトイレはどのような状況になってるか私わかりませんが、階段がありますので障がい者は使いにくいという問題がございますので、その辺のことをもう一度御答弁ください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

グラウンド東側の障がい者のトイレがないということです。これは中央公園ということで、確認させていただきましてですね、どのような手法でできるのかということも含めまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えさせていただきます。

体育施設につきましてですね、やはり議員お述べのように、20年以上が経過してくる中で、グラウンドの照明灯でありますとかテニスコートの人工芝の張りかえ等が今後出てくる可能性がございます。そこに対しましては、補助もございませんので、その財源確保を今後どのようにしていくかというのが大きな課題であると答弁させていただいております。修繕の費用の推移も見ながらですね、今後いろいろ財政協議も含めて進めてまいりたいと思っております。

それとあと、振興センターとの取り決めの中では、修繕につきましては1件20万円以内の場合は振興センターのほうでしていただく。そして、20万を超す分については町のほうでということで、年間200万以内でありますと、振興センターの運営努力の中で対応していただく。それ以上になりますと町の対応ということになりますので、そこも見据えて今後検討していきたいと思っております。

○議長

森田君。

○8番



中央公園のトイレにつきましては、ぜひとも実現していただくようお願いしておきます。

それと、教育委員会担当の体育施設ですけど、鉄柱、防球ネット、200万とかそんな金額でおさまるような状況じゃないというふうに私は思います。財政局とも相談していただかないといけないんですけどもね、これは先輩方がいろいろ補助金をつくってやったださるかどうかわかりませんが、非常に平群町の財産ですから、さびて朽ちるとかですね、防球ネットが破れるということは本当にあってはならないことですので、これは計画的に見直し、予算を計上していただくと。そうでなければ、廃統合も含めて検討していただきたいというふうに思っております。

平群町の人口はですね、10年先には何千人減るといふふうに皆さんは思っておりますか。皆さんがつくられた人口ビジョンによると非常に問題があるわけですね。人口が2030年には1万6,132人になるわけですよ。そうすると、今の人口より3,000人近く減るわけですね。全て今やっておられることは、そういうことを認識されずに、現状維持でやられているように思います。だから、何ぼ努力しても3,000人減る。人口対策もし、いろいろ子育て支援もするということであっても、3,000人近く減るといふことですので、そういうことも念頭に、町をどのように回していくのか、そういうことをぜひとも町長、考えていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時55分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君の一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の川西総務防災課長より答弁があるということで、

御理解のほどよろしく願いいたします。それでは、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○ 5 番

それでは、稲月敏子の一般質問を行わせていただきます。先般、3点にわたっての通告をさせていただいております。

まず1点目です。視力障害者の参政権を損なわないために。

現在、重度の視力障害者の方に届く選挙の投票所への入場券、これが健常者の方と同じものであり、わかりにくいという点です。御本人はそのものであると、投票の入場券であるということの識別ができない状況にありまして、参政権を行使するに当たって、入り口のところから大きな壁に直面しておられると考えます。視力障害者の方たちが選挙のための書類であることが手でさわって判別できるようにしていく必要があると考えます。識別可能な書類を送付している自治体もあり、本町においても早急に調査研究をし、誰もが憲法に保障された参政権の行使がしっかりできるようにしていくことが必要と考え、見解と見通しをお伺いいたします。

2点目、山間部のメガソーラー開発について。

櫛原地域西部の森林地域において民間業者が開発予定している大型太陽光発電所建設について、全員協議会で概要が説明されました。その後、本建設計画について町内広域で多くの住民の方たちが災害発生を招く原因になるのではないかと不安に思っておられることが耳に届いております。

その中で1点目、開発行為についての許認可は県が行うものでありますが、本町としても櫛原地域のみならず広域住民の不安や疑問に答え、説明をする責任があると考え、実施を求めます。

二つ目、標高300メートル程度、また、それ以上ある地域の森林を48ヘクタールにわたって木の伐採をし、山を削り、谷を埋めての開発については、大雨や地震などによる災害発生を招くのではないかと危惧をいたします。過去の山間における大規模森林開発の経験なども含めて、慎重な行政判断が必要と考えます。

その中で1点目、ア) 昨年、一昨年などの台風・大雨では町内山間地での土砂崩れ等が多発いたしました。当該地での被害状況をお伺いいたします。

2点目、イ) 過去、昭和61年度の着手で西山間部において広域営農団地の開発が行われました。本事業とは内容は全く違うものではあります。森林地の大開発行為であり、参考に一定なるかと考え、質問をさせていただきます。この山間部で営農団地の開発における工事途中、完成後の土砂崩れなどの災害

の発生事例はあったのかどうか。また、あったならば件数をお尋ねいたします。

大きく3点目です。平和啓発事業について。

本年も「戦争も核兵器もない世界を！」と願い、次世代へ戦争の悲惨な実相を伝えていく、こういった取り組み「平群平和のための戦争展」も無事に終了いたしました。多くの住民と戦争と平和、人権について考え合うよい機会になりました。今後さらに、この事業については推進していくことの重要性を認識いたしました。質問させていただきます。

一つ目、平群町では「非核平和の町宣言」や平和首長会の加入、また平和行進、平和の火リレーの受け入れなどもされています。また、「平群平和のための戦争展」の実施、原爆忌8月6日、9日の寺院での鐘つきなど、さまざまな取り組みを実施しておられますが、町ホームページではこのような事柄についてはアップされていません。誰もがこういったことをやっているということを認識できる、他町からでもこういうことが検索できるというようなことにしていくほうがよいのではないかとということで、これを求めてまいります。

二つ目、「非核平和の町宣言」広告塔、看板、横断幕の数が減少しています。それと汚れています。また、移動などが原因で目につきにくくなっているのが現状です。これを復活させていただくことと新たな設置を求めたい、こういうふう要望をさせていただきます。

大きく3点にわたっての私の質問です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、大きな1点目についてお答えさせていただきます。先ほど議長からありましたとおり、選挙管理委員長から委任を受けていますので、御了承お願いいたします。

1点目の視力障害者の参政権を損なわないためということです。

まず、投票所入場券は投票日当日、選挙権がある住民の方に送付しています。その内容は、対象となる選挙の名称、投票日時、投票所、選挙人の住所・氏名・名簿番号などがあらかじめ記されたものです。投票所入場券は選挙啓発も兼ねて送付していますが、投票所入場券を持参しない場合でも、投票日当日に選挙権があれば投票できる形となっております。この御質問の視力障害者の参政権を損なわないためとの指摘ではありますが、投票所入場券がなくても投票は可能であり、投票所入場券以外での選挙の周知としても町の広報紙への掲載やホームページを通じて、また選挙期間中には町防災行政無線も活用し、広く選挙に関して周知していますので、御理解いただきたいと思います。

なお、視力障害者が投票所入場券を手でさわって判別できる書類の送付についてですが、他の市町村の取り組みについては調査していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長

稲月君。

○5 番

今、御回答をいただいたわけですが、入場券がなかったとしても選挙はできると。それについては、私も十分承知をしているところです。けれど、やっぱりあの入場券が届いて「あ、選挙があるな。これはこの日に行こう」「いつ幾日に行こうかな」って、それこそ認識をするわけでありまして。当局のほうも選管のほうも、啓発をするということも兼ねているということでおっしゃっていますが、非常に大きなアピールできるものであり、啓発できるものであり、本人にとって認識できるものであるというふうに、私はその入場券のあり方というのかな、その意味というのは非常に大きいものじゃないかなというふうに思っています。それが届いても全く見えない方、何が届いているかわからないわけですね。それで本当にいいのかなというのがまずの疑問なんです、私がね。そんなんでほっといていいのかなって。そのことで何人来られるから、これは投票率を上げるために必要やと、そんなことを言っているわけじゃないんです。もともとの考え方の問題ですね。やっぱりいろんな方たち、皆さんに大切な選挙権があるわけです。それを行使せないかんし、したい、これは行かなあかんと思ってもらえるように、まずしてほしいなど。入り口の問題で、私は質問をさせていただきました。

今回、参議院選挙のときに全盲の方をたまたまいろんな関係で、ちょっとお世話させてもらったことがあったので、それ以降、選挙のことで非常に関心を持っていただいていたので、お声をかけたというわけでね、そのときにうちの配偶者と一緒にお連れしたわけで、そのときに入場券を探すのでまず大変やったんです。そういう事態に私は遭遇しましたので、こんなこと私は知らなかったんです。全く無知やったというの、素直に私にとってはショックやったし、なぜこんなことを知らなかったんかなというのを、自分自身でもすごくいい勉強ができたということではよかったなと思ってるんです。そこはやっぱり考えていかなあかん。その人が入場券をもらった、ここに自分は置いた、その入場券を探し、それを持って私は行くんやというふうに思っておられる、その気持ちというの、そこをやっぱり大事にせなあかんし、何とか検討をしていくという方向でね、すぐにはでけへんかもしれないけれど、実際やっておられる都市

があります。たくさんあるかないかというのはよくわからない。私もインターネットでしか調べてないんですけども、何カ所かというのは出てきています。

とにかく封筒に切れ目が入ってて、それをさわったら大事な書類やというのがまずわかる。それをいろいろ情報の入った音声で伝わってくる、コードが張ってあって、それをさわって、それにスマートフォンかな、そういう装置のあるもので音で聞く、そしたら具体的なところがわかるというような、そんなものを送られているそうです。もっと詳しく調べていただいたらいいと思うんですけども、そういった障がい者の方、弱者の方たちも含めて一人一人の人権を重要視していくという、そこの思想というのかな、考え方の問題ではないかというふうに思っております。もうちょっと前向きな御答弁がいただきたいかったし、今後頑張ってもらいたいというふうに思うんですが、今の私の話を聞いていただいて、どのようにお考えか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、質問いただきまして、私どもも奈良県内、奈良県の選挙管理委員会に確認したところでは、現在のところはないんですけども、今、投票所ではですね、点字の投票用紙を使ったりするときがあるんですけども、視力障害の方も全ての皆さんが点字を読めるかという、そうでもないような話も聞いたりしております。先ほど議員おっしゃられましたとおり、何か音が出るとかですね、そういったものがあるというのは、まだまだわかっておりません。その辺につきましては、先ほど答弁させていただきましてとおおり、もうちょっと調査をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解お願いいたします。

○議長

稲月君。

○5番

さらに、もうちょっと詳しくきちんとできるだけ早い時点でね、調査をして実施していく方向に向けて検討をしていただきたいというふうに思いますので、これで結構です。

○議長

次に行っていていいですか。

○5番

はい。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼いたします。大きな2点目の1について御答弁させていただきます。

太陽光発電事業設置については、許認可すべき規制はございません。今回の事業を行うに際しては、宅地造成等規制法と森林法により奈良県の許可を必要といたします。その際、地元同意は宅地造成等規制法に必要であり、所属する地域の同意を得ております。また、平群町太陽光発電設備設置に関する指導要綱のとおり、周辺住民への説明は事業者から行われておりますが、今後ニーズに応じまして詳細内容が整い次第、議会のほうで説明をさせていただいた後、事業者に対し説明会を開催されるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山間部のメガソーラー開発についての2点目について答弁させていただきます。

本件の開発に当たっては、森林法による開発行為の許可申請と宅地造成等規制法による許可申請について、ともに奈良県が厳正に審査し、必要な指導を加え許可することとなります。よって、許認可に関して平群町が直接関与するものではございません。ただし、奈良県に対して意見を述べることができますので、開発行為者と平群町の間で交わした協定について誠実に履行するよう奈良県から開発行為者へ指導していただくよう要請いたします。御質問にありました当該地域内においては、昨年、一昨年の台風・大雨による被害は確認されておりません。

次に、本町西山間地域における営農団地、広域農道の開発工事途上における災害発生についても、特段の被害は発生しておらないと認識しております。工事完成後から現在までの期間におきまして、平成28年度に広域農道として整備されました町道西山麓線の路肩崩壊がありましたが、供用開始後、相当の年数が経過してからの災害でございます。また、営農団地内では小規模なりの面の崩落等は複数回発生しておりますが、いずれも開発地域内での復旧工事にとどまっておりまして、開発区域外にまで被害を及ぼすようなものはございませんでした。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

御答弁をいただいたわけですがけれども、周辺住民に対しては一応、櫛原地域については、説明をしたということはこの前の全協のときにもお伺いしているわけです。許可がおりて、あといろんなところが整い次第説明をする、必要があればそれ以外のところにも説明をするというふうにおっしゃったように私は理解をしたんです。それでは私は遅いというふうに思います。広域、櫛原の集落は本当に一定地域ですよ、そこだけが48ヘクタール、非常に広い地域の森林開発、森林伐採をして、山を削って谷を埋めてという工事がされるわけです。それについては、この間のいろんな台風や大雨の全国的な災害、その中でも太陽光発電所の被害というのは非常にたくさんあるというのも報告が既にされているわけで、経産省なんかもそれは認識をした上でね、今度2020年度、来年度には法改正も行うと。FIT法の改正を行って、とにかく50キロワットですか、メガソーラーと言われる分ですね。そういった大きな発電所に対しては、お金を出さないということなんかも含めた形で改正をしようというふうに、この8月の初めに一定考え方をまとめて報告をしてるような状況です。これが成立してきたら、特別もうからへんわけですね、引き取ってもらわれへんからね。だから、結局その原因、なぜそういうことをしたかというのは、自然災害における多くのトラブルが各地で起こってきた結果、それとお金の問題ですね。電気使用者に対して負荷をかけていくというね、そのことの問題の2点でやめようというふうに言ってるわけで、もうちょっとしたら終わりですよ。だから、そういうふうに国自身も問題点をきちっと把握しながらこういうことをやろうとしてる中で、今大規模な森林伐採をしてのメガソーラーの開発、これを是とすると。それは規制する法がない、根拠がないから町としては認めざるを得ないというね、そういうお立場であるというのは理解しますがけれども、住民を守っていく、住民の財産を守るというのは、自治体としての大きな仕事であるわけですね、第一の仕事ですよ。そこが侵されるかもしれないというね、多くの住民の方たちは不安があるわけです。それをやっぱり払拭するのかせんのか、やっぱり説明する責任はね、私自身としてはあると思いますし、業者に対しても説明をさせるという責任が行政にはあるというふうに思っています。そのところで、ぜひ櫛原地域だけではなく下流域の自治会なり、広域の住民に対しての説明を求めたいというのはお答えいただきたいなというふうに思います。

それとですね、二つ目のところの、これまでの災害はなかったのかということについては、ほぼなかったというふうに今御答弁いただいたわけですが、実際上、中に入ってあの地域をごらんになったのか、その上でほんまになかったんかということで、一つは私はお聞きしたいというふうに思います。

全然違うことで、営農団地の問題なんかも、こういう経験の中で何か起こってないのかなということに疑問に思ったので質問させてもらったんです。実際ね、あそこにあれだけ大きな営農団地をつくられて大変よくなったという面と、やっぱり御近所の方たちは森林伐採をして風当たりが物すごくきつくなって、自分たちの生活に影響してるという話も若干聞きます。そんなこともありますし、全くないわけではないなというふうに思っています。

それと、ここには書かせてもらってはいないんですが、福貴畑の一番高いところに、今は高峰が一番高いですけども、まだその上に峰という集落ですかね、もしかしたら名前間違ってるかもしれない、何軒かお住いになってた小字があったというふうに聞いております。そこの方たちは何台風のときかは知りませんが、全て台風で飛ばされたりとか物すごい被害を受けて全部下へおりはったと、転居されたという話もお聞きしています。そこよりは少し低いところではあります。そこと農道との間のところなんでね、相当なる風の被害なんかもあるんじゃないかというふうに思いますので、その想定というのも何か考えてはるんか、全くそんなうちには関係ないから知らんというふうに見てはるのか、そのところを少しだけお伺いしたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

稲月議員さんの再質問にお答えいたします。

当初ですね、櫛原のほうを説明させていただいております。次回ですね、今後説明させていただくときには、その辺の周辺の自治会も含めて、そういう部分の説明会をですね、事業者の方にしていただくように指導をしてまいりまいます。

以上でございます。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、開発予定区域内での災害があったかどうかを、現地の中を調査しているのかということですが、まず災害といいますのは被害があって初めて災害ということになりますので、少なくとも現地の中を被害報告がないのに踏査する、調査しに行くということにはございませんので、中に入って状況を確認したというようなことはございません。少なくとも土地の所有者あるいは中の水路、里道等を利用されてるような方も含めてですね、開発予定区域の中で被害があったという報告がございませんので、災害については確認しておりませんと、こ



ういうことでございます。

次に、営農団地の近隣にお住まいの方の開発が原因で風が強くなった、風当たりが強くなったというようなことですが、今回の開発区域からしますと、それに影響があるような近隣の宅地というのがほとんどないような状況です。それは我々で想定するようなことでもございませんし、あるいは山間部だから非常に風が強い、それについての構造的な検討はしたのかというような御質問だと思いたいますが、これは当然、許認可権を持つて奈良県のほうで一定の構造的なものも含めて審査されているものと思います。町のほうでは、そういった開発にかかわるような構造的な検証というものはしておりません。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

それではちょっと確認をさせていただきますが、住民生活課のほうからほかの地域、櫛原以外の地域についても、周辺自治会にも議会のほうにもう少し詳しくなった時点で報告をして、説明をさせていただく。そのときというか、その後という意味なのかわかりませんが、周辺自治会にも説明会を開くように業者にも言うということで、それはそういうことで確認をしてもいいんですね。

それとですね、許認可の点で県のほうが許認可をするということで、町としてはそういった構造的なことについてはそこまで立ち入る必要はないというふうにおっしゃったわけです。まずお聞きしたいんですが、許認可について前の全協のときには、8月の終わりぐらいには認可がおりるというようなことを聞いたような気もせんでもないんですが、ちょっとはつきり私もメモできてなかったもので。それがまだおりてないという、今皆さんの御回答の中からは察するんですが、いつごろおりる予定というか、見通しみたいななんもね、そこもちょっと聞かせておいてほしいなというふうに思っています。

ただね、何でこうしつこく言うかということら辺で言えばね、今あちこち全国各地で大規模なメガソーラーの開発地、それこそうちが48ヘクタールというけど、和歌山でもいっぱい和泉山脈の麓で100ヘクタール以上、合わせたら150ヘクタールぐらいのね、そういう開発を予定されていたりとか、福岡県なんかでも非常に広い地域でやってたりとか。奈良県内の山添でも、うちの倍ぐらい80ヘクタールのもとゴルフ場を建設予定地やったところ、住民の反対運動の中で中止されたところで、うちと全く一緒やなという感じなんです。そういった広域での森林を伐採して、そういった大型開発をしようとしてると

ころで非常に大きな反対の運動、市民を挙げてたくさんの方の反対署名が集まったりとかして、かなり大きな問題になって反対運動がされてて大きく動いているという、そんな状況もあります。

そういうことの背景も国も認識しているわけですしね、町として安易ではないかもしれへんけど、法的に何にもする必要がないということでこういう御判断、反対するなんていうことは町としてはでけへんから、民間の営業妨害をして訴えられるということも実際あるわけですね、そのようなことにならないようにということも含めて是とするという判断なんだろうと思うんです。けども、今いろんなことを総合的に判断すれば、もうちょっと慎重に考えていただきたいというのが私の意見でございます。

とりあえず自治会の説明のことと許認可の今の状況、その点はお答えいただきたいです。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

稲月議員さんの御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、周辺住民さんにですね、整い次第、また業者さんのほうから説明をしていただくように指導してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

森林法の奈良県の許可等、宅地造成等規制法による許可については、前回、全協で概要を御説明した時点からは一月か、それ以上、少しおくれてるようには聞いておりますので、10月の末、あるいは11月上旬ぐらいまで認可はずれ込むようなこととお聞きしております。ただ、県のほうの手続のことですので、また開発者側の事務のこともございますので、はっきりしたことはわかっておりませんが、少しそのぐらいの時期まで認可はずれ込むということとお聞きしております。

○議長

副町長。

○副町長

すみません、先ほどのですね、周辺住民の説明会の件なんですけども、一般の住宅開発であれば説明会については当該地域を説明するという、そういったことで行政指導を行っておるとというのが実態なんです。今回ですね、非常に広

範囲なメガソーラーということで、地域がフラワーロードの西側ということで大字は櫛原ということなんで、櫛原のほうに事業主は説明会を行ったという、こういうことなんです。要は説明会というのはあくまで事業主が行うということとありますので、このことについて周辺住民というのはどこまでを周辺住民というふうに捉えていくのかということにつきましては、今後、事業主と再度説明をしていただくという要請をするに当たりまして、こういった手法でどの範囲でという説明会の手法であるとかですね、方法とかいろいろ含めまして事業主と協議してまいりたいなど、そのように考えておりますので、そのことにつきましては御理解いただきたいと思えます。いずれにしましても、町としましては当然この事業を行うに際しまして、地域の環境であるとか防災など影響があると思われるような、そういった可能性がございますので、このことにつきましては、できるだけ地域の住民に周知をするという、このことに対してはそういうスタンスで事業主に依頼、要請をかけていきたいなど、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

稲月君。

○5番

ありがとうございます。副町長からの御答弁をいただきましたけれども、そういう災害が起こるといふようなことの可能性もないとは言われへん、あるということで、そういう認識のもとで、広域での住民ということについて、今後業者とどういう地域で、どういう方法で説明をしていくんかということも協議しながら、説明をしていく意向は持つてはるということですが、わかりましたので、それでよろしい。

発言する者あり

○5番

ということで、私はまして極力早い時期にさせていただいたらいいということで、これで質問を終わろうかなと思いました。

○議長

はい、副町長。

○副町長

あくまでも説明会というのは事業主のほうで行っていただくという、このこととございますので、このことについて町のほうからお願いするということとでございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

それはあくまでも事業主のほうがやるということで、そこをお願いをきちっとしていただくという、その御答弁をいただきましたので、これはその方向でお願いしておきたいと思います。これでこの件については結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

議員の大きな三つ目、平和啓発事業について御答弁させていただきます。

まず、その中の1点目でございます。

「平群平和のための戦争展」につきましては、広報及びチラシ回覧、防災行政無線、ホームページ等で周知を図っております。それと平和の鐘の撞鐘につきまして、30の寺院の皆様には平和祈念の祈禱と鐘の撞鐘もあわせて文章でお願いをしております。その当日は、防災行政無線にて放送をしております、広く住民の皆様にも周知を図っております。

また、各平和啓発団体の取り組みにつきましては、平和啓発のみならず他の多くの目的を持って本町に要請に来られる団体様が多数あります。このことから、団体様の要望に応えることは難しいので、現在のところ、ホームページ等ではお知らせはしていないところでございます。ただ、今回も実行委員会様から御依頼があった、いつごろ到着するというチラシを本町の入り口に掲示し、また職員にはメール配信を行うなどしているところでございます。

二つ目の御質問でございますが、広報柱につきましては、役場前の「非核平和町宣言」の広報柱です。平成27年度にリニューアルしており、PRとしては一定の効果があると考えております。また、橿原の金勝寺付近にももう一つ設置しております。また、横断幕につきましてはですけれども、道の駅くまがしステーションへぐりの第2駐車場西側の国道側に面したフェンスに設置しております。このほうが啓発効果が上がるという考えで設置をした経過がございます。広報塔や横断幕による啓発につきましては、状況を見て行っていきたいと考えております。

非核平和の取り組みにつきましては、本町は昭和61年3月に「平群町非核平和町宣言」を行っていること、また平群町第5次総合計画においても世界平和を目指し、戦争や核兵器のない平和な社会の実現に取り組んでいくことを方針として掲げています。この取り組みは成果がはっきりと見えないものでありますが、継続して行っていくことが大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。熱心にいろいろ頑張っていただいているということについてはね、敬意も表させていただきますし、私も住民の1人として協力し頑張って実際やっていますし、これからも頑張っていきたいというふうにも思います。

その中でですね、1点目について、ちょっと意図がわかりにくかったかなと思うんです。今回ね、ことしの「平和のための戦争展」については、ホームページでお知らせのところに最終的に入れていただきました。これは私がお願いをしたわけで、去年度アンケートに何を見て来たかというところがあったんですが、そこにホームページと書いてあったんですけど、ホームページには一切載ってなかったんです。そんなんおかしいやないのということで、担当の方と相談をしまして、それは載せていただいて、非常に効果があったかどうかはちょっとようわかりませんが、非常によかったなって。チラシをお知らせのところからすぐアップできるようになって、すごくよかったなと思って、それはありがたいなと思っています。

それでですね、今、平群町のホームページを開いて「平和」とかね、それで検索をしたら何も出てこないんです。1点出てくるのがゆめさとこども園で、そういう行事の中でやっておられる、そのことが一つ「平和」という言葉が出てくる、それだけなんです。ほかの自治体、奈良県内でもそういう「平和」という文字で検索をしたら、どんなことをやってるか。「非核平和町宣言」を何年何月につくったと、どういう目的なんやとかね、平和首長会の加入も何年にやってどんなことをやってるんかとかね、そのようなことがつらつらとそれだけで出てくるんですよ。こんなに頑張ってはんねんなというのがすごくよくわかっていいなというふうに思ってます。平群町もせっかくやってるんだから、平和啓発のことでこんなことを、全体的にぱっと見て全てがわからなくても、一定わかるようなホームページに、私もあんまりこういうことには詳しくないですけども、いろいろ詳しい方もたくさんおられるみたいなんでね。鐘つきなんかでもね、この前、地蔵寺での鐘つきとか私も参加をさせてもらってるんですけども、それで鐘をついたということを福貴の村の若い親子に話をしたら、「へー、知らなかった」というふうにおっしゃったわけです。なんか鐘が鳴っているというのは知ってたけど、そんな8月6日に広島に原爆が落ちた、そのことの追悼やったんと、そんなことは一切知らずに鐘を聞いたというふうなこと

をおっしゃってたので、やっぱり皆さんが認識していただけるような形で、確かに放送はしてもらってるんですけどね。ホームページでも、ぜひこんなことがあるよというので掲載していただいたらいいのではないかというふうに思っておりますので、そこはもう一度お答えいただきたい。

2点目ですね、これは何回か質問させていただいて、余りいいお返事はいただけてないわけですけども、役場の広告塔ですね、あれ、どっち向いてるか、皆さんは見てはりますか。外から見たら何も見えないですわ、通ってもね。

「昔は外向いとった」の声あり

○5 番

うん、昔はもっとよく見えてたんです、汚れてたときは。だから、汚れてるのは私がお掃除しますよと前町長に言ったんですよ。それはいいことや何とかしましょうと言うて、私らが掃除するつもりにしてたら、変えはったわけで。ほんなら裏向いて、何が一番大事なんかと私はようわかりませんが、ただやっぱりメインは非核平和の町を宣言してるという、平和でこそあって、住民は平和に生きて豊かな生活を送っていける礎になってるんやということをさらに認識してもらうためには、あっちゃ向いて、道路のほうを向いてほしいなと思いますし、中にいてる人だけしかわからんようなんでは何のための広告塔かわかれへん。

三郷は立派なんついてますね。皆さん、行かれたらすぐ入る所に大きなヒマワリのすごく素敵な絵の描いた広告塔があったり、三郷駅の広場というんですか、あそこにもありますよ。すごくよく見えるんです。やっぱりこの町へ来たら、こういうことを頑張ってるなというのがわかるような広告塔が私はまず必要やというふうに思ってますし、多くの住民の方の御意見もそういうことをたくさん聞いておりますので、ぜひお願いしたい。

それと、できるならば駅前にたくさん土地もありますので、そこに一つばちとつけていただいて、お願いしたい。費用の面なんかはね、それは本当に平和のためにみんながほんじゃあということになれば、また寄附を集めるとかそういう手だても考えられるわけでね、そんなことも検討してもらいたいなというふうに思っておりますので、もう一度御返答いただきたいと思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

3点ほど質問いただいたのかなと思うんですけど、まずホームページへの掲

載、これもことしから「平和のための戦争展」ということでさせていただいたということで、そのほかの部分につきましてもですね、掲載することによる効果も考えながら、おっしゃるとおり検討はしていきたいと思います。

それから、役場前の広告塔ということで、今、「非核平和町宣言」の部分につきましては、役場の庁舎側を向いてるということで、そのほかにもいろいろ交通安全であるとか教育の関係、福祉憲章とかいろいろなっていますんでね、どれを優先するのかという難しい問題はあるんですけども、そういった意見があるということで、ちょっと頭に入れながらまた考えたいと思います。

それから、駅前の方にもこういった看板ということで提案をいただいております。これは費用もかかること、場所のこともいろいろあるんですけども、最近ちょっと気になることが防災上ですね、看板が飛ぶということも出てきておりますので、その辺もちょっと懸念することが確かにあります。ほんで、財政的なこともいろいろ考えながら、また頭に入れながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

いろいろ検討せなあかんこともあると思うんで、頭にしっかりたたき込んでいただいて検討をお願いしたいと思います。これ以上言っても前には進みませんので、これで私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

午後1時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時43分)

再 開 (午後 1時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号1番、岩崎君の質問を許可いたします。岩崎君。

○1 番

議席番号1番、岩崎真滋でございます。初めての一般質問でございます。ど

うぞ皆様、よろしくお願ひいたします。それでは、ただいま議長の許可が出ましたので、先般、通告させていただきました4項目について質問させていただきます。

まず大きな1項目め、成年後見制度に関する取り組みについてでございます。

我が国の総人口は令和元年高齢者白書によりますと、平成30年10月1日現在1億2,644万人で、65歳以上の高齢者人口は3,558万人となり、高齢化率も28・1%となっています。また、平群町では令和元年8月末現在、人口1万8,827人に対し、65歳以上の高齢者人口が7,069人、高齢化率は全国より9・4%近く高い37・5%となっています。さらに、認知症高齢者は平成24年に全国で462万人、高齢者の7人に1人が認知症とされ、平群町では平成28年度で要介護認定者の約半数が認知症であるとされています。また、今後ますます増加する傾向にあると推測されています。

そのような状況のもと、本人の判断能力が低下した場合に第三者が本人にかわり財産管理や身上監護を行うことができるよう、平成12年(2000年)に成年後見制度が開始されました。ただ、新聞報道などによりますと、その利用は低調で平成30年度末(2018年末)の利用者は約21万8,000人で、平成25年末(2013年末)です、利用者の約17万7,000人からは伸びておりますが、現在推計500万人以上とも言われております認知症高齢者数と比べまして、まだまだ少ない状況にあります。利用が伸びない背景には制度のわかりにくさや厳格さ、また本人の望む生活を実現しにくいことなどが原因とも言われています。

さらに、法定後見人の8割を弁護士などの専門職が占め、親族などからは財産管理だけで報酬が高額との不満が上がっています。そこで最高裁判所は、本年1月、親族を後見人とすることが望ましいなどとする方針を示し、国では平成29年(2017年)に成年後見制度利用促進基本計画(5カ年計画)を策定し、本人の望む生活への配慮を重視する方針を明記し、これまでの財産管理中心の運用から本人が希望する生活の支援に重きを置く方針へと転換を図っています。このような方針転換のもと、今後これまで以上に利用者の増加が見込まれる中、平群町の成年後見制度に関する取り組みについて2点お伺いします。

1点目、平群町での成年後見制度に関する相談件数及び取り扱い件数と現況を教えてください。また、今後の利用の推移をどのように見込まれているのでしょうか。

2点目、また平群町では成年後見制度の利用促進及び適切な活用を図るためにどのような体制づくりや取り組みをなされているのでしょうか。

以上、2点についてお答えください。



2 項目めでございます。安心して暮らせる「まちづくり」についてでございます。

平群町では少子・高齢化の進行が著しく、本年 8 月末の高齢化率は 37.5% と近隣と比較しても高水準になっています。高齢者の方は医療や介護サービスを受けることや日々の買い物といった日常生活を営む上で、必要不可欠なことも徐々に困難になりつつあるのではないかと危惧しています。反面、現在の町行政においては、町民の皆様からの要望のあった全ての行政サービスを提供することは人的な課題や財政状況を見ても不可能ではないかと思えます。

そこで、最近の町の取り組みとして、町民の皆様の日常生活を支える各種サービスの中で町と民間事業者が協議し、サービスの主体を民間事業者に任せながら町民のニーズに応えるような取り組みは何か実施されているのか。また、今後検討していく予定はあるのか、お尋ねいたします。

3 項目めでございます。道路補修工事の進捗状況と今後の見通しについてでございます。

平成 24 年の平群町全域道路調査以降、道路の補修工事が完了していない地区があると聞いています。工事の進捗状況と今後の見通し、また厳しい財政状況の中での工事の計画などお聞かせ願えますでしょうか。

4 項目めでございます。下水道工事の進捗状況と今後の見通しについてでございます。

平群町で下水道工事が完了していない地区があると聞いています。工事の進捗状況と今後の見通し、また厳しい財政状況の中での工事計画などお聞かせ願えますでしょうか。

以上 4 項目、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、岩崎議員の 1 項目めの成年後見制度に関する取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の、本町の後見制度の相談件数及び今後の利用の推移についてですが、申し立ての相談件数は、平成 30 年度におきましては高齢者 6 件、障がい者 5 件、計 11 件の取り扱いの実績がございました。そのうち年度内の申し立ての成立は 2 件、翌年度の成立は高齢者 1 件、障がい者 3 件の計 4 件でございます。そのほか死亡が 2 件、取り下げが 2 件で、現在 1 件について申し立てが継続手続中となっております。

今後の利用の推移につきましては、議員お述べのように、高齢者と認知症高

齢者等が増加傾向にあり、また身寄りのない高齢者の増加も見込まれることから、今後より一層相談や取り扱い件数が増加するものと考えております。

次に、2点目の本町の成年後見制度の取り組みについてですが、先ほど議員お述べのとおり、後見制度の利用件数は全国的に見ても、その必要とされる人数に対し利用が少ない状況にあります。本町におきましても、まだまだ少ない状況にあると認識をしております。平群町では、まず制度の周知を図ることを目的として、昨年度、相談窓口及び制度についての案内を町広報紙へ掲載するとともに、成年後見制度の御案内のチラシを作成し全戸配布するなど、制度の利用促進を図ってまいりました。

また、相談窓口として福祉課には担当職員を、地域包括支援センターには社会福祉士を配置し、相談業務に応じています。さらには、昨年度より三郷町のNPO法人「権利擁護支援センターななつぼし」に対し、西和広域6町（王寺・上牧・斑鳩・三郷・安堵・平群）で負担金を拠出し、成年後見利用に関する相談、申し立て支援、法人後見受任の一端を担っていただいております。それぞれの地域住民のニーズに対応するための体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○1番

ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

先ほど取り組みの中でNPO法人「権利擁護支援センターななつぼし」に対し、広域6町により負担金を拠出し、成年後見制度利用に係る事務等を担われているとのことでしたが、現在、実施体制についてはどのように考えておられますか。

今後、後見が必要な方々が増加する可能性があるとの答弁もありましたが、十分な機能が発揮できる体制整備となっているとお考えですか。お願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

「ななつぼし」につきましては、昨年度より実施している業務というところでございます。実績はまだまだ少ない状況ではありますが、今現在6町合わせまして、相談件数62件と受任件数28件となっており、現状では対応可能な

状況であると考えております。しかしながら、今後、後見が必要な方の増加が見込まれていますので、利用状況を確認しながら、またその実施体制について十分見きわめをしていきたいと思っております。

また、体制に支障があるなど必要がある場合には、また負担金を拠出している構成町とも協議しまして費用対効果も検証しながら、今後の体制について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

岩崎君。

○ 1 番

ありがとうございます。今後ますます対象者が増加し、それに伴い相談件数、取り扱い件数が増加することによって、現在の体制では十分な機能を発揮されない可能性が懸念されます。せっかく6町で運営し、地域住民の利益を確保するため先進的な取り組みをなされている中で、継続して運営されるよう人的な確保も含めて、その充実を図られるよう要望して、この質問については終わります。

以上です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、岩崎議員の大きな2点目の御質問でございます。安心して暮らせる「まちづくり」につきまして、お答えを申し上げます。

議員お述べいただきました民間事業者との協議により、町民の皆様の日常生活を支え、ニーズに応えるような取り組みの実施状況についてでございます。現在、ならコープとの協議によりまして、町民の皆様の日々の買い物支援を行う取り組みとして、移動店舗車両の導入事業について協議を進めておるところでございます。この事業につきましても、少子高齢化や人口減少といった社会環境の変化により、お住まいの地域での日常の買い物をする上で不便や困難を感じておられる方が増加していることを踏まえ、ならコープが移動店舗により生活必需品の買い物支援を行い、地域の活性化の推進を目的に取り組んでおられ、過日の新聞報道にもございましたが、近隣では安堵町がならコープとの連携協定を締結し、実際に移動販売を今行っておられるところでございます。

現在、平群町においてでございますが、5月に開催いたしました総代自治会長会議におきまして、ならコープからの事業説明を受けたところでございます。その後、全ての大字・自治会に対して移動店舗利用の意向調査を行いました。

現在、利用を希望する、または詳細な説明を希望されている九つの大字・自治会に対しまして詳細な協議を行っており、今後、平群町とならコープとの連携協定を締結し、この事業を実施する予定で取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議 長

岩崎君。

○1 番

ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

答弁にありました移動販売事業のような民間事業のノウハウを活用し、町民の皆様のニーズに応えるサービスを実施することは大変重要な取り組みであると考えます。現在の平群町の職員数や財政状況を見た場合、全ての行政サービスを全て町が直営で行うことは現実的でないと考えます。そこで、民間に任せられるものは民間に任せていく、もっといえば、平成29年10月に作成された平群町第2次財政健全化計画にも記載されている外部委託の推進とあわせて、今後町が実施される各分野の事業についても、民間事業者任せられるものは民間に任すということの一つの判断基準にしながら進めていくつもりはありますか。お願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

第2次財政健全化計画においての基本的な考え方というところでございますが、計画の中で外部委託を検討する業務につきましては、まず、こども園の給食調理業務、2点目といたしまして、ごみの収集業務、3点目といたしまして学童保育所、4点目といたしまして野菊の里斎場の運営ということで、四つの業務を掲げております。この四つの業務につきましては、コスト面でのメリットを念頭に置きながら業務の持続性や安定性、質の高い良好なサービスの提供の観点を踏まえて検討することとしております。

今、議員のほうからお述べいただきましたように、これ以外の業務や、また今後新たに生じる業務につきましても、民間事業者任せられるものは民間に任すということの一つの町としての考え方として検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議 長

岩崎君。

○ 1 番

ありがとうございます。最後に、住民サービスを継続し、また向上させることは行政として大きな課題であります。同様に町財政の健全化も避けて通れない大きな課題と思います。この二つの大きな課題を克服することは大変困難であると考えますが、行政としてさまざまな角度から検討し取り組んでいただくことを期待して、この質問については終わります。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

大きな3項目め、町全域の道路補修工事についてお答えします。

町全域の道路調査については、国の補助メニューを活用し、平成24年度から平成25年度の2カ年において、橋梁、トンネル、舗装路面、路面下の空洞化について調査を実施した経緯がございます。その後、道路法の改正により橋梁については調査内容や対象施設もふえ、国の補助メニューにおいても重点事業と位置づけられており、現在も毎年定期点検や修繕設計及び修繕工事を、補助金を活用しながら計画的に実施しているところです。

道路舗装工事については、昨年からは国は非重点事業と位置づけ、補助金が全くつかない状況となっており、本町におきましても、今後の見通しや補助金を活用した計画的な舗装工事が困難な状況となっております。いずれにしても、道路舗装の打ちかえ工事は地域住民のニーズも多く、安心安全な道路交通の確保は道路管理者としての責務でもございます。

今後につきましても、厳しい財政状況ではございますが、通行に支障を来すような緊急な箇所については迅速な対応を行うとともに、計画的な舗装の打ちかえ工事についても補助メニューの精査や予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○ 議 長

岩崎君。

○ 1 番

ありがとうございます。大変簡潔でわかりやすい答弁でしたので、再質問はせず、要望とさせていただきます。

ただいま御答弁の中で、道路舗装工事については国の補助金が出ず、舗装工事の計画を立てにくい状況であると述べられましたが、そのこと全てを含めて住民の皆様にとってわかりやすく見える計画を立てていただきますようお願いし、また引き続き平群町第2次財政健全化計画を推進し、厳しい財政状況を乗り切れるよう御尽力を賜りますようお願い申し上げます。この質問は終わらせて

いただきます。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、4項目めの下水道工事の進捗状況と今後の見通し、工事の計画についてお答えします。

まず進捗状況ですが、下水道整備計画全体面積は797ヘクタールで、うち469.18ヘクタールを事業計画認可区域としており、現在179.39ヘクタールで供用開始しております。人口的な普及率は平成30年度末で54.5%、水洗化率は93.7%となっております。平成30年度には、新たな事業認可区域として初香台、福貴団地、上庄台を計画に追加し、平成30年度に初香台地区の詳細設計業務を完了し、令和元年、今年度で福貴団地地区の詳細設計業務を完了する予定としております。初香台地区、福貴団地地区についての工事着手には、国庫補助金や起債の借り入れを行い進めていく必要がありますので、町の財政状況を勘案しながら着手時期については検討したいと考えております。現時点では、一部供用開始となっている緑ヶ丘地区の下水道整備を優先的に実施する計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

岩崎君。

○1番

ありがとうございます。大変簡潔でわかりやすい御答弁でしたので、こちらも再質問はせず、要望にかえさせていただきます。

工事着手までに国庫補助金や起債の借り入れ、町の財政状況も含め、住民の皆様にとってわかりやすく、見える計画を立てていただきますよう重ねてお願い申し上げます。また、平群町第2次財政健全化計画を推進し、厳しい財政状況を乗り切るよう御尽力賜りますよう重ねてお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号5番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。

山口君。

○7番

きょう最後の質問となりますので、よろしく申し上げます。3点の通告をし

ております。

まず1点目は、椿井へのホームセンター出店計画について。

国道168号に面した椿井地区（約5ヘクタール）にホームセンターを核とする大型商業施設の出店計画については、この間、幾度か取り上げ、ことし6月議会でも質問しました。その後、事業者のP L A N Tから出店を取りやめる旨の報告があったと、7月9日の全員協議会で町のほうから報告がありました。当該地は耕作をやめて、既に10年近く経過し、雑草が生い茂って景観はもろん環境衛生上も放置できない状況です。そこで何点か質問し、町長の見解を伺います。

まず1点目は、当該地の今後の活用について。

町は全員協議会で地権者と相談しながら新たな出店企業の誘致に努力する、このように説明されましたが、その後の取り組み状況はどうなっているのでしょうか。また、事業者が県へ提出していた申請書は正式に取り下げたのでしょうか。

2点目は、雑草の除去について。

6月議会での答弁では、国道沿いを除く道路沿い2メートルを6月中に草刈りすると確認している、8月末をめどに全面草刈りするよう要請しているところというものでした。道路沿いの2メートルについては6月に草を刈った痕跡は確認しました。しかし、5ヘクタールもの広大な面積の全面草刈りは全くの手つかずです。事業者が撤退した今、環境保全の責任は地権者になると思いますが、町として具体的な対応をお示しくください。

3点目は、当該地には数年前から仮置き of 土砂が放置されています。これについては何度も延長の手続をし、昨年4月に事業者が県に開発申請したことから、仮置きのまま凍結状態になりました。しかし、申請を取り下げた今は改めて仮置き状態となります。すなわち違法状態になったこととなります。どのような指導をされ、いつ違法状態を解消するのでしょうか。

大きい2点目は、高齢ドライバーの交通事故防止対策をとということで、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっています。中でもブレーキとアクセルを踏み間違えて急発進して起きた事故は、歩行者の命をも奪ってしまう重大事故となる事例が後を絶ちません。運転免許を返納して車の運転をやめる高齢者も増加していますが、車を運転しなければ日常生活ができない高齢者も多くおられます。そこで、ブレーキとアクセルを踏み間違えて急発進する重大事故を防ぐ一助として、自動車誤発進防止装置が新車だけでなく後づけでできる装置もいろいろと開発され注目を浴びています。高齢者の移動手段の確保や交通事故の被害軽減という観点から、この後づけの誤発進防止装置を取りつける

高齢者に対して、その費用の一部を助成する制度を創設してはどうでしょうか。

大きい3点目は、会計年度任用職員制度についてです。

地方公務員法及び地方自治法の改正で、来年4月から会計年度任用職員制度が始まることになっていますが、その準備状況について幾つか質問します。

1点目は、本町の現在の臨時・非常勤職員の現状はどうなっているのでしょうか。特別職非常勤、臨時的任用職員、一般職非常勤、任期付職員それぞれの人数をお尋ねします。

2点目は、会計年度任用職員制度では、任用根拠を適正化するとして、これまでの特別職非常勤は学識経験の必要な職に、臨時的任用職員は常勤の欠員への対応に厳格化し、それ以外の臨時・非常勤職員は原則として会計年度任用職員に移行するとしています。本町の場合はどのように移行し、人数はどのようになるのでしょうか。また、会計年度任用職員はフルタイムとパートに分けられますが、それぞれの人数はどうなるのでしょうか。

3点目は、会計年度任用職員制度では、期末手当や退職金の支給もできるようになりますが、正規職員と比較して給与や社会保障などの待遇はどのようになるのでしょうか。また、町財政への影響もお示してください。

以上、大きく3点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

椿井へのホームセンター出店計画についてお答えします。

1点目、P L A N Tから椿井の開発許可申請の取り下げ届出書が8月30日に提出されました。現在、新たな企業誘致に向けて地権者と協議中です。

2点目、全面草刈りについては、これまでP L A N Tに要請してきました。最近ようやくP L A N Tの費用負担で草刈りを行うと地権者と合意され、現在、最終調整中と確認しております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

仮置き土砂についてお答えします。

開発予定地であることから、仮置きという位置づけで凍結されていたということでございます。開発申請が取り下げられましたので、土砂を撤去しないのであれば、改めて平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可申請が必要となります。また、許可された場合は許可条件に基づいた管理をしてもらうことになり、また町としても条例に沿った管理ができてい



かを確認していくことになるかと存じます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

まあ、えらい簡単に答弁してくれたけどさ、8月30日に正式に取り下げたということは、完全にあそこは今何の計画もない状況だということですね。ということであればですね、地権者と協議中といいますと、もちろん5ヘクタールもありますし、耕作をやめて相当なりますから、そのままほっとくというわけにはもちろんいかないというのは、この前の全員協議会で担当課長のほうからも何とかしたいという思いは話されていました。しかし、8月30日に正式に撤退したとはいえですね、その前からわかって既に2カ月近くなるわけですよ。その間、すぐ後を見つけるって、それはもちろんそう簡単にはいかないのはわかりますが、簡単にいかないのはわかるんですが、あと2と3になるわけですけども、P L A N Tが費用を出すということで今答弁があったんで、とりあえず今の草を刈るお金については、撤退した事業者が金を払って何とかしますということですね。これはいつまでにやるとかそんな話になってんのかどうか、その点を答えてください。

それから、条例に基づく許可申請が必要になる、もうね、まずP L A N Tが昨年4月に県に申請を出すまでは違法状態やったわけやんか。違法状態を毎回毎回、半年とか延長していたから、その時点でももちろん違反にはならないんだらうけども、やり方としては本来仮置きを何回も何回もずうっと延長できるんだったら、こんなもん仮置きって言わへんやんか、前も言ったけど。そこは厳密にやってもらって、しっかり指導してもらわないと、何のための条例かわかんようになってくるわけですよ。半年ごとに何回でも延長できるんだったら、そんなん未来永劫延長できるやんということになるやん。そのうち開発しますからってというような話で延長するんだったら、そこは毅然とした態度をとってほしいんですよ。今簡単に課長は答弁したけど、そんなんは去年の4月に行くまでに何回かやってるわけ、それまで3年やってるわけや。西岡課長のときからそうやんか、その前の課長のときちゃうか。その前やったら誰や、もう忘れたけど。とにかくそういう状態なんで、その点、町としてどのようにきちんと指導するのか、もう一度答えてください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

草刈りをいつまでにするのかということです。いつというのが、今ははっきり言えない状況です。P L A N Tの費用ですというの、これは間違いない。するんですけども、草刈りの業者の発注の件であったりとか、その辺がまだ協議されているということで、そこがいつまでというのがはっきり言えないということです。ただ、P L A N Tのほうで費用を持つということも決まっていますんで、そう遠くはないというふうには考えております。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

今の現状の仮置きという位置づけですが、この仮置きということに関しても、平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づいて開発の予定があつて、なおかつその開発地内の基盤面整備のための必要な盛り土材料として仮置きをするという目的で、条例に基づいて仮置きという形で許可されておったわけですから、それ自体は違法状態ということではなかろうかなと思っております。十分議員も状況を御存じというふうに思いますが、開発を目的としてその材料として土砂を置くということで、開発そのものがですね、なかなか開発の申請がされてなかった。それまでの間、期間の延長をしながら条例に基づく仮置きとしてあそこに置かれておったということです。

地元からの話を聞きますと、先ほども答弁の中にありましたが、大型の商業施設の誘致に関して地元が諦めたというわけではありませんから、当然今も企業の誘致に関して努力されてるというふうに考えております。よってですね、目的として置かれてる土砂についても、開発があれば当然それに使われるということだろうと思えます。

また、開発以外にですね、あの土砂をどこか別に利用する予定がないということでありましたら、あそこにしばらく置いておくことになろうかと。当然、条例に基づいて引き続き置くことになると。なので、改めて期間が消える前に申請をしてもらう必要があると。ただし、あの盛り土がされてる状況の中でですね、盛り土地以外に被害を及ぼすような心配が生じる、あるいは被害が生じるおそれがあるというふうに判断されましたら、当然撤去なり是正なりを町のほうで指導することになります。そうでない場合は、現地にて適正に管理すべきでありますし、条例に基づいてあの状況をコントロールしていくことが適当だというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○ 7 番

費用を撤退した事業者が払う、草刈りのほうね、それは早くしてもらわないと何年もあの状態、ここ二、三年ずっとあの状態。逆に言うたら、雑草の海よ、あれ。合間に島がある、今言うたあれのね。そんな汚らしいし、絶対下にごみがいっぱい落ちてるよね。だから、今、課長はそんな遠くない時期だとおっしゃったんで、それ以上いつまでと言ったって答えはできませんから、これは本当に地元の皆さんも早くしたいと思ってると思うんです。ですから、遅くても年内にはきれいにしてもらってということはお願ひということかやね、強く地権者の皆さん、また撤退した事業者にもですね、町からも要請してほしいということをおっしゃいます。

それからね、3点目の最初土を置いたとき、そんな話は全くなかったよ。開発のために置いてるからいつまでも置いてええみたいな話は全くなくて、私の質問に対するこの関係の答弁を全部ずうっと見てもらったらいいですけど、全部「撤去してもらおうように指導してます」ですよ。せやけど、いろいろまだ事情があるんで、延長の手續がされたんでという答弁やったわけでしょう。今は何もなくなって開発の予定もなくなってるわけじゃないですか、一応ね。じゃあ、予定はないけど、これを開発するんですって土を置いたらいつまでも仮置きできるという答弁よ、今のは。そんな無法を町が許すわけ、どうなん。町長、それ、どうなん。そんなん許されるんですか。

じゃあ、私が例えばここに土地を持ってます、開発の予定はあるんです、何も申請してないよ。予定はあるんですと言うたら、土をばーっと盛ってですよ、そのまま置いといたらそんでええんですか。ほんで半年ごとに延長延長を出したら、そんで町はずうっと認めてくれるの。何のための条例かわかれへんじゃないですか。要するに、そういうずうっと置くことを許さないために仮置きの場合は期限を切っているわけでしょう。

そんなもんやね、5年も6年も仮置きやんか。仮置きって言わへんやないか。第一、その砂や土の上にどれだけ雑草生えてる、もう土なんか見えないんですよ。ダンプで一々取ってるところだけじゃないですか。あれは新しく置いた砂や。そんなことをやってるんじゃない、それを見て見ぬふりしてるのが町じゃないですか。担当課長が悪いんちゃうよ。今の答弁なんか許されへんで、ほんまに。それやったらずうっと置けるやんかってなるけど、ずうっと置けるんですか、じゃあ。今の課長の答弁やったら、あそこは開発予定してるんだから、ずうっと置けるんですね。去年聞いたときは、何で撤去を言わへんねん、延長延長を何ですんねんって言うたら、「いや、あれは仮置きじゃないんです」って答弁したんですよ。何でやと言ったら「県に開発申請してるから、申請してる場所の土は今

度は動かさないと」と言ったんや。せやけど、砂をとって動かしたよ。大した量じゃないけど、ダンプも入ってるし。だから、そこがなんか本当に毅然とした態度がとれてない。その辺はどうなんですか、町長。おかしいか、私が言ってることは。じゃあ、あのままずっと置き続けるねんな、それでも町は構わへんということは今言ったんやね、その点はどうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

話の流れとしましては、確かに開発の予定があるので仮置きをしていた、開発の申請がされたので目的どおりそれに使用されると。ところが、今にしてその開発の申請が取り下げられたと。ただし、あの地域というのは大型商業施設の誘致地域でありますし、今現状を見ていただいたら確かに草も生えてます。ただ、地権者の皆さんにしては、今後も誘致に努力していくというふうにおっしゃっておられます。土を置いておくことそのもの、あるいは条例に基づいてですね、管理していくこと自体が問題だというふうには思っておりません。いずれですね、例えば地権者なり、開発に携わっている方々も完全にあれを農地に復元して、開発については全て断念するということになりましたら、当然何らかの形であの土についても処理していくというふうに考えてますが、私は土を置いてる状態を条例に基づいてコントロールしていくことのほうが適正かなというふうに考えておりますので、そのような答弁をしたところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

当初と180度変わってます。もともと開発のために土を置いたということ仮置きが始まったなんて、今初めて聞きました。この間、私がこの問題を何回か質問してますけど、そんな答弁1回もありませんでした。単に、あそこの開発に必要な土やから仮置くということじゃなくて、単によそからあつてたまたま置いてるだけやという話ですよ。だから、最初の答弁も撤去してもらうように指導してますという答弁やったわけ、そういうことなんや。だから、島野課長は、ことしの4月からやから知らんかもわからんけどもやね、そういう流れがあつてや、この議会で何回も質問してるんだから、そんな間違いはあらへん。だから、町長に聞いてんねやんか。

過去の事例からって、今さっき私が言ったように、それだったらいつまでだって開発しますねんって口で言うときばやね、ずっと仮置きできるということになるんですよ。ほな、信貴畑でいつとき代執行しようとした土だって、あの

近くで使う予定やから置いてまんねんと言うたら、それで済んだんか。そんなわけないでしょう。そんなんやったらそんな法律は要らんし、条例は要らんで。コンプライアンスなってへんやんかってなるわけやんか。何ぼそれが後から結果として使えることになったって、本来、仮置きにした以上は一旦撤去してまた持ってくるべきもんやんか、法的に言えばですよ。もちろんそんな無駄なことせんほうがええってなるかもわからんけども、でも厳密に言うたらそういうことなんですよ。それを何年も仮置きやいうて置かしといてですよ、第一あそこを全部一遍に開発するかどうかなんて今後わからないじゃないですか。一部だけ開発するかもわからへん。農地に戻すか戻さんなんかって問題じゃないんですよ。戻そうが戻すまいが、それは地権者の勝手ですよ。でも、あそこにもともといっとき置くだけという許可で置いたやつを何年も置いてるということ自体が問題なんだと言ってるわけやから、そこについてはきちんとして。

今の課長の答弁やったら、あそこへ開発がいつになるかわからんけど、開発できるまで置いて管理するほうがええねんで。そんなんでええんですか。それで法令遵守と言えるんですか。町長、どうですか、そこ。俺、こんな時間かかるとは思わなかったけど、今の答弁やったらそういうことですよ。絶対許されへん。今までの流れと全然違うんだもん。

「休憩して」の声あり

○議 長

それでは、2時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 1時59分)

再 開 (午後 2時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

大変貴重な時間をいただきましてありがとうございました。少し答弁を整理させていただきます。

これまでこの土砂につきましては、一時仮置きの届け出ということで、1年ごとに延長・更新してまいりました。最終的には、平成30年10月までの延長ということで行為者から届け出が出てきたということでございます。平成30年10月までの仮置きの届け出が出てその期間内ですね、平成30年3月に開発の申請がありまして、それを受け付けました。平成30年4月に県のほうにそういった開発の申請が行ったということで、この時点でいわゆる土砂条例の手を離れて、この土砂も含めてですね、開発予定地内が開発関連の根拠法になったということでございます。PLANTの開発の申請がですね、正式に取り下げられたのは、ことし31年8月30日でございます。よって、今あの土砂については8月30日以降、本日までの間は法あるいは条例の根拠がないという状態でございます。

私の思いとしましても、具体的な開発の予定というものが無い今の段階におきまして、さらに土砂の盛り土の行為者からですね、一時仮置きの届け出を延長させて届け出を出すというのはいかがなものかというふうに考えておりますので、一時仮置きの届けではなくて、恒久的なものでございますから盛り土の許可申請を改めて出させて、もちろん技術基準等のことも含めて町のほうで指導して、許可に合致するものであれば許可するというふうに考えているということです。もちろんその行為者のほうから不要になったということで撤去するというのであれば、それはそれでいいんですけども、当面そういった予定もないということでしたら、正式な盛り土として許可の申請を出させて、その上で審査をして条例に合致することであれば許可すればいいのかなど、こういうふうに考えているという答弁の趣旨でございます。よろしく申し上げます。

○議 長

山口君。

○7 番

まあ、あれやね、悪い言葉で言えば、行政としては本来の法令遵守からいえば裏の手を使ってるというふうにしか思えない。それで法令が守れる、何とかそれでオーケーできる、何のためにそこまでするのっていう疑問は誰でも持ちますよね、住民の皆さんなら。じゃあ、何で初め土を入れたときに盛り土の許可申請をしなかったんですかね。そういう疑問も出ますよね。町が裏の手を教えたのかという、悪い言葉で言えばですよ。だって、流れがそうじゃないですか。さっき言ったように、とりあえず一時仮置きで置きますという申請を出して土を置いて、本当に期限が来たから撤去してくださいねっていう指導もしたじゃないですか。でも、そのときには今度は延長を出してきた、それが何回か続いて、盛り土した人の心理からいえばやっとなんか開発申請出してくれる業者が

出て、これで何とかなると思ったけど、それもうまくいかずに今度はそれが取り下がったと。最後に課長が言ったように、これ以上、一時仮置きの延長たつてそれはしんどいぞと。そしたら、盛り土の許可申請出しはったらどうですか。じゃあ、何で初めから出さんかったん。それは質問と違うねん、答えんでええよ。答えてもらったって、いいかげんなことをやってる。今のやりとりを住民の皆さん、誰が見たって何かおかしいことやってるなど。だって、最初から何でそうしなかったのってなるじゃないですか。今なんか答えられそうやから、じゃあ、何で最初からしなかったんですか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

山口議員、御自分でもいろいろとおっしゃってるとおりだと思うんです。当初、やはり開発という予定が具体的になりつつあるということで、1年仮置きしてる間に開発ということになるだろうという思いが当然あったんじゃないかと、それは議員自身もおっしゃったとおり。ところが、その開発という予定がですね、少しずつ延びていくと。あと1年あれば、あと1年あればということでは来たんだというふうに私は思うんです。恐らく山口議員もそのとおり思っておられるというふうに思います。その間、開発の予定者も変わりましたし、実際昨年3月には開発の申請がP L A N Tから出された。これがさすがに最後だろうという思いもあったと思うんです。

そもそもの話としては、想像といったらなんですけども、私も先に答弁の中で言ってしまいましたが、やっぱり開発ありきということが当然あったと思うんです。目的として、あそこの場所に盛り土をするのが最終的な目的じゃなかったんだらうなど。やはり開発ありきだったと。それで恒久的な許可申請ではなくて、一時仮置きの届け出ということで1年ずつ延長してきたと。目の前には開発というのが具体的にはあられ、また消えというようなことで現状今まで来ているんだらうということは、恐らく皆さんも御承知のとおりだと思います。

非常に残念な話で、開発申請まで出てきたP L A N Tが撤退したということで、今のところ、地権者も含めて努力はされていますけども、めどらしいめどが立っていない。この状況でまた一時仮置きの届け出で済ますということは、私としてはどうも適当ではないというように思ってるわけです。法令遵守ということは当然重要ですから、めどの立っていない盛り土については、形としてはあの状態のままということは別としてですね、必要な形状を整えるというようなことも場合によっては必要かも知れません。この際、恒常的な許可申請と

して、形についても高さだとか面積だとかそういったものについてもですね、きちっとしたものを出させて、当該の土地以外に被害を及ぼすようなことがないように、条例の中できちっと管理していくべきというふうに考えてるという口幅ったい説明になりましたが、そういう意味での答弁でございます。過去からの経過ももちろんいろいろあったということも踏まえてですね、今回改めて土砂条例に基づく許可申請を業者に出さすように指導し、今後も管理を適正にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

山口君。

○7 番

これ以上言いませんけどね、もともとあの土を何で持ってきたんですかね。開発許可申請して決まってから土って持ってくるものでしょう、普通は。ということですよ、あの土をどっかから持ってきて金になったわけじゃないですか。そう考えるのが普通やと思いますよ。結局、誰かの金もうけのために町が今度は法令遵守にするために盛り土する、これは許可するかどうかはわかりませんが。とにかくちょっと余りにもね、不公平というか、全部にそういうことをしてるわけじゃないでしょう。町長に聞きたいけど、ほんまにこんなやり方で住民の皆さんは納得すると思いますか。

今回いろんな事情もあって、私のそれは言いたくもないけど、あそこにホームセンターができればいいなと思ってる住民の皆さんも非常に多かったですし、もともとコーナンが来るときから期待してた人も非常に多かったです。たまたまいろんな事情もあってできなかったというのがあるんですけど、でも、あの土を置いたというのは、またちょっとそれとは違いますからね。

平群町の場合、わざわざ盛り土条例とかそういうのをつくってですね、できるだけ景観に配慮したまちづくりをとということで春からできたわけじゃないですか。そういうことも全部考えたなら、今度のこのやり方というのは、私はやっぱりどう見たって住民の皆さんは納得しないだろうなということは申しておきます。

今後、今の課長の話だったら、盛り土の許可申請を出してもらうように話すということになってるんで、そのことはお願いしたいのと、それと草刈りをするときは、あそこの盛り土まで全部むちゃくちゃ草になってますからね。それともう一言言いますが、あの土は全く動いてないわけじゃないですよ。一部とったり、入れたかどうかはわかりませんが、一部とった後はあるんです。だから、全く動いてへん、その時期がいつかはちょっと、しょっちゅうじゃないからわからないけどダンプが出入りしてますし、あるんですよ。だから、そ



ういうこともね、町のほうはきちっと物を言ってるのかどうか知りませんが、毅然とした態度で取り組んでいただきたいということはお願ひして、この問題については引き続き地元からもいろいろな声を聞いてます。もちろん地権者の方からはあんまり声は聞きませんが、それ以外の方からはいろいろな声を聞いてますんで、ここについては町としても毅然とした態度で今後進めていってほしい。もちろん開発です、次の事業者が見つかって進めば一番いいですけども、なかなか難しいですから、今のような状態が続かないようにきちっとやっけていただきたいことはお願ひして、この1問目については結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。山口議員さんの大きい2点目の御質問について御答弁させていただきます。

自動車誤発進防止装置の費用の一部の助成制度についてですが、ここ数年、高齢者の交通事故が多く、歩行者の命を奪ってしまう重大な事故となる例は後を絶ちません。高齢者は運転免許証を返還される方もおられますが、それまでの間、運転に心配がある方については、このような装置があれば安心して外出をすることが可能になると思います。しかし、町の厳しい財政状況を考えますと、新たな補助制度導入は難しいと考えます。

今後、さらに自動車誤発進防止装置の説明を掲載するなど、そして交通安全に対する広報、ホームページ等で啓発、周知を行うとともに、県、国にそういう情報も聞いて、新たに国、県より助成制度が実施されるのであれば周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

今、新しい車は散々テレビなどで宣伝してますから、自動ブレーキ等がついたり、最近では自動運転まで進んでいってるわけですからいいんですけども、当然多くの車はまだそういうのがついていない車が多いということで、御存じやと思いますが、先週新聞に載りましたよね。斑鳩町が今度の議会で、あそこは最終日に採決をとりますから最終日に決まるんだと思いますが、さすがに新聞にぱっと載って、私は毎日新聞を見たんですが、やるのが早いなということで、非常に今安いらしいんですよ、後づけでも。いいのは20万とか30万するのもあるんですが、自動車の部品とかを売ってるところだったら5万円ぐ

らいで買えるということで、斑鳩のことはもちろん知っておられると思うんですけどね。とりあえず半分助成すると、上限3万円ということで。だから、6万円以上だったら3万円、5万円だったら2万5,000円ということで、それで来年、再来年の3月までですから、この10月から実施ですからね、とりあえず1年半やると。その後は続けられるかどうかわかりませんが。金額は150万、要するに上限いっぱい50台、とりあえずですよ、もちろんそれはやってみたらいっぱい申し込みがあるかもわかりませんから。財政云々もちろん大変やから1万円、2万円の金も削ろうかというのはわからなくもないですけども、こういう町の財政規模から見て100万円単位だったらそんなにねという気もするんですよ。そこでやっぱりよそと違ってね、本当なら斑鳩より先にやらなあかんと思うんですが、そういう新聞にぱっと載るような目のつけどころ、そこがすごい大事やと思うんです。

これ以上は言いませんけども、今、課長からは県がやられたらって、まあそらわかりませんが、県がやったら県が半分持って、それぞれの市町村が半分ということになるんでしょうけど、そなんすぐ出てくることはないと思うんで、今度でもこれは斑鳩町だけですだからね。全国的にもそんなにまだ事例はないらしいですけども、でもちょっとこれは免許返還してもらうだけではやね、1年間はコミバスの5,000円券とか、その年だけですだからね。ほんで、やっぱり車に乗らないと買い物になかなか行けないというのもあるんで、ちょっとね、今みたいな答弁でしたけど、県がやったとかいうより、150万円、平群もわかりませんが、斑鳩のこれぐらいの費用でやれるんだったら、私はそんな財政だと言う前に検討に値するというふうに思うんですけれども、町長はその点、どのように考えられますか。

○議長

はい、町長。

○町長

山口議員の御質問にお答えいたします。

確かに高齢者による事故というのは多発しているというのは十分承知をしております。誤発進装置をつけるというのは、有効な手段とは考えておるんですけども、今は東京都はやられてます。それと、あと福井県とか県でやっておられる自治体も今出ております。そして、9月3日のほうに国土交通省が高齢者の運転に対するそういう指針を検討するというような記事も出てるんですけども、後づけ装置についても普及啓発をしていくというふうな記事も出ております。そういうことの動向も調査しながら、本当に財政事業が厳しいことではなかなか個人給付に対しての補助は少しは困難かなというふうに思っております。

す。一応、そういう装置というのは、とても大事なものであるというの理解をしております。

○議長

山口君。

○7番

県議会ですっかり奈良県にやってもらうように、荒井知事にお願いをですね、それこそ奈良県は市町村長を集めて知事がしょっちゅう会議するのが好きだし、奈良モデルって盛んに言ってるわけやから、そういう住民に喜ばれる奈良モデルですね、だから首長会議で町長のほうからもですね、ぜひ知事に発言していただければと。私どもも、うちの県議団にはちょっと圧力というか、県議会でも議論になるように要請はします。いずれにしても私がさっき言ったように、そういうふうに全国的にやってもらうのが本当は一番大事です。やっぱり自治体間競争はいろんな意味で重要な時期ですので、こういうちょこっとね、さっきも言いました、そんなにむちゃくちゃお金がかからないところで目立つようなことは、ぜひ平群町でも考えていただきたいということはお願ひして、これについてももしっかり検討していただいて、今はできないということですが、近い将来できるようにお願いをして、この件は結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目の御質問であります会計年度任用職員制度に答弁させていただきます。

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、本町におきましてもこれまで臨時職員の配置状況や業務内容などの実態を把握した上で、現在、制度設計に取り組んでいるところであります。

それで、小さく3点ほど質問をいただいております。

まず、1点目、本町の臨時・非常勤の現状、人数についてですが、まずおっしゃっておられます特別職非常勤についてです。これにつきましては、地方公務員法3条の3項に規定されている非常勤の方というふうな感じになるんですけども、どんな方かといいましたら、議会議員の皆様や議会への人事案件として議会に同意をいただいている職、また条例に規定しています審議会等の職の方などが挙げられます。今回の会計年度任用職員に移行するかしないかというのは、テーブルに乗せています方につきましては、地方公務員法3条3項の3号の方というふうな言い方になるんですけども、そういった意味でいいますと、特別職非常勤職員の方の人数につきましては、本町においては17人という形

かなと思っております。その後ですね、人数なんですけども、臨時的任用の職員さんにつきましては現在のところ163人、一般職非常勤の方につきましてはゼロということでありまして、それと任期つき職員という御質問もあります。これにつきましては5人となっておりますが、これにつきましては、臨時・非常勤という職じゃなしに正職というふうな扱いであります。

次に、二つ目の質問であります。

本町の場合、どのように移行し、また人数等についてですが、今回の改正法の趣旨は、地方公共団体における非常勤職員や臨時職員の適正な任用や勤務条件を確保することであると認識しております。そこで臨時的任用職員につきましては、ほとんどの方が会計年度任用職員に移行しなければならないと考えております。

それと、御質問にありますフルタイムとパートタイムについてですが、現在、月額給の方がフルタイムと考え、時間給の方をパートタイムと考えるというのが自然なんですけども、人数ですが、現在のところ町長部局につきましては42人おられます。その内訳が月額給20人、時間給が22人、こども園以外の教育委員会では66名おられます。そのうち月額給が15人、時間給が51人。こども園につきましては、現在55人おられまして、月額給が21人、時間給が34人というふうな状況で、合計しますと163人おられまして、月額給が56人、時間給が107人というような状況になります。

それから3点目であります。

給与や社会保障などの待遇はどうか、また財政への影響についてですが、あくまでも現段階の予定ではございますが、給付や勤務条件等につきましては、法改正の趣旨に基づきまして本町の常勤職員、正職や国の非常勤職員と県内の状況です。今、各自治体は改正していってしますので、このバランスを考慮し、適切に設定していきたいと考えております。

財政への影響につきましては、どの給料表を当てるかによって少し変わるんですけども、これらの協議となりますけども、行政職1の給料表を適用して試算した場合につきましては、約5,000万から8,000万ぐらい影響が出るのかなというような想定をしております。財政措置についてでありますけども、国でもどのような形で措置するかは未定という状況でありますけども、何らかの財政措置はあるというふうに、県を通じまして聞いております。改正法が施行される令和2年4月1日に向け、円滑に制度が導入できるよう総務省通知にありますように、職員労働組合との協議を経た上で関係規定の整備を行い、導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議 長

山口君。

○7 番

ちょっと質問には書いてなかったけど、もともと国のほうからの指導というのは、9月議会までに条例化して来年4月から実施というふうに私は聞いてたんですけれども、平群町は今議会には提出されてませんから、多分12月議会で提出されるんだろうなと思うんです。これはいい面と悪い面と両面ありますよね。一つは、低賃金、低処遇で首切り自由な職員が増大する可能性がある。首切り自由というのは、要するに1年ですから、任用。会計年度ですから1会計年度、だから途中から雇っても3月31日が会計年度の終わりですから、そこまで雇いどめは幾らでもできるということ。もう一つ悪いのは、正規職員を非正規に変えられる可能性が、いや、別に今非正規の人をそうするんじゃないくて、非正規の人が定年退職したら、今度はそのかわりに会計年度職員を入れるということが起きやすいと。そういう危険があるということですね。

また、もっとひどいところは、これはどこでしたかね。静岡の島田市というところ、住民サービスを民間企業に丸投げする包括委託を、これを機にしようとして、これは議会でその予算案は否決されたいですけど、そういうところもあると。ただ、この制度導入に当たって、国会ではですね、衆参両院の委員会で附帯決議がつけられています。要するに、現在の臨時・非常勤職員に不利益とならない勤務条件の確保のため政府が助言し、必要な財源確保に努めることが盛り込まれたと。ただ、必要な財源、国がほんまに出してくれんのかなって、わかりませんよね、まだ何も言ってきてないでしょうし、来年4月からのことですから。

最後に、先ほど答弁で影響額が5,000万から8,000万、これはあれですか、今163人いる臨時的任用職員を正規雇用の賃金用に当てはめて、もちろんパートというのは1時間でもフルタイムでなかったらパートになりますから、それを分けて考えた場合なのか。5,000万から8,000万円というのが何との比較で出してるのかちょっとわかりにくいので、もとは今の臨時職員の賃金から計算してるんだと思うんですが、正規職員と同じ体系にした場合の金額なのか、それがちょっとわからないので、その点はどうなんでしょうか。

それともう一つ、組合との話し合いはどうなってるのかも含めて説明してください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

質問のほうは5,000万から8,000万という幅にした、その根拠というか、どういう内容かということと組合との交渉の2点かなと思っております。

5,000万から8,000万という内容なんですけども、先ほど私は行政職1の給料表を使ったらというふうな話を少ししましたけども、これにつきましては、働き方改革というんですか、同一価値労働同一賃金ということで、我々正規の職員につきましては行政職1の給料表を使っております。初任の級、1級に合わせるようにという国の方針というか考えもあるみたいなんです。例えば、行政職1の給料表を1級の初任の級に合わせた場合と、それから今現在の臨時的任用の方につきましては、規則で一応賃金の枠を決めております。この額につきましては、何をもとにしてるんだと言いましたら、行政職2の給料表を金額だけを適用しているという部分があるんですけども、今のままで我々は給料プラス地域手当というのがございます。これだけで設定した場合と比較したら大体5,000万から8,000万ぐらいの幅が出てくるかなというふうに考えておるところであります。

それからもう1点、職員労働組合との協議ですけども、国のほうからいろいろスケジュールとマニュアルみたいなのをいただいております。本来は前年度中ぐらいに協議しなさいということだったんですけども、制度設計につきましては、近隣の自治体も含めてまだまだでき切れてないというのが現状なんです。職員組合からも昨年の秋に要望書をいただいております。これにつきましては、まだこちらも制度設計できてませんので回答できないということですけども、近々ですね、職員組合とも協議しながら、その要望書をもとに協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

斑鳩では出してるのよ、この議会に。ほんで、なんかいろいろ組合ともちょっとめたりはしてるらしいけども。これを見ると、今よりは期末手当も出るし、それから退職金、要するに退手組合にもということで、ただいろいろ金額は相当抑えた状況、今言ったように、1級5号でスタートとか書いてるから、地域手当はつけないとかつけるとか、そんなところで組合と話し合いをしてるようです。一番私が気になるのは、もちろん待遇をよくするのはええねんけど、雇いどめをね、年度末になったから「はい、さよなら」というような、そういう機械的なやり方はされるべきでないというふうに思うんですよ。働き方改革

というならなおのことですから、その辺を危惧するのと、ほんで、これ、12月議会には間違いなく出てくるんでしょう。そうでないと間に合わんでしょう、予算上のこともあるし。ほんで、基本的にこの163人は全て会計年度任用職員になるんですね、平群町の場合。これを機に本人がやめるというのは別ですよ。これを機に人数を大幅に減らすとか、その辺をどういうふうに考えてんのかというのと、一番は今臨時職員で来ておられる方々の待遇が悪くならない、不利益にならないようにしていただくことをお願いするのと、組合としっかり話し合いをしてですね、合意をされた上で12月議会には出してきていただきたいと思うんですが、その点は担当課長としてはどのように考えておられますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

条例につきましては、12月議会というふうに考えております。今163人と私は申し上げたんですが、この方が全て会計年度任用職員になるのかということでございます。この方々がなるというよりも、おられるその処遇というのはそういうふうな対応に位置するというので、今雇っていますけども、本町的にもその仕事というんですか、特に不要というたらおかしいですけども、要らないというふうな判断もある場合もあります。この場合につきましては、労働基準法に基づいて一月以前にはですね、もちろん通知もしながら対応していく状況になります。今、163人を臨時的任用でしている職というのは、会計年度任用職員に値すると、そういうふうに考えていただいたら結構です。ほんで、あと不利益にならないように労働組合で協議してということで、もちろんそういうふうには考えております。あとは私どもの財政状況も勘案しながらですね、国からも財政措置があるというふうには聞いておりますけども、まだ具体的にどういった形でどれぐらいいただけるのかと、これは何もわかっていないというのが現実でありますので、その辺も踏まえながら職員組合とも協議して、12月議会には出したいなというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番

とにかくそれができたらですね、12月議会で突然議会の3日前に議案としてぽっと出てくるんじゃなくて、当然こういう職員の数と同じぐらいの臨時職員さんがいらっしゃって、今度は会計年度任用職員が何人になるかわかりませんけれども。平群町の行政の仕事を担っていただく、また住民にとってもマン

パワーとして頑張っていたいただいている方々ですから、当然どういうふうに組合と話し合い、決まってからになるのか。その前でもいいですけども、議会のほうには、こういう内容で町として条例を考えているというのは事前説明というんじゃないですが、議会の意見もぜひ聞いていただきたいと思いますが、それはよろしいですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

新たな新規の条例制定になる可能性もありますし、一部改正もあると思います。詳しく内容も含めてお示ししていかなあかんと思っておりますので、また議長とも相談しながら何かの機会の説明させていただきます。

○議長

山口君。

○7番

これで私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。あすは午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 2時49分)